
平成28年第6回大和町議会定例会会議録

平成28年12月6日（火曜日）

応招議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

出席議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	千 葉 喜 一 君
副 町 長	遠 藤 幸 則 君	産業振興課長	後 藤 良 春 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	佐々木 哲 郎 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
総 務 課 長	櫻 井 和 彦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	千 坂 俊 範 君
まちづくり 政 策 課 長	小 川 晃 君	教育総務課長	佐 藤 三和子 君
財 政 課 長	高 崎 一 郎 君	生涯学習課長	村 田 良 昭 君
税 務 課 長	三 浦 伸 博 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	文 屋 隆 義 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	浅 野 義 則 君
子 育 て 支 援 課 長	内 海 義 春 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	熊 谷 実 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 任	本 木 祐 二
次 長	櫻 井 修 一		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時58分 開 議

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。

定刻前ですが、皆さんおそろいですので、本会議を再開いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番門間浩宇君及び7番渡辺良雄君を指名します。

日程第2「一般質問」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

7番渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

おはようございます。昨日に引き続きまして、本日トップで一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、3点ございまして、1点目から通告に従いまして質問いたします。

1件目、観光情報などのさらなる充実を。

我が町のホームページは、関係者の努力により4月からリニューアルされ、一段と閲覧しやすくなったと感じております。一方で、「殿、利息でござる」の10月の上映終了とともに、吉岡本陣案内所を訪れる観光客は減少していると聞いております。観光客を呼び込み、にぎわいのあるまちづくりのために、さらなる広報施策の充実を図ってはいかがでしょうか。

その一つは、ラジオ放送による広報番組、その二つはホームページ内に動画を添付し、閲覧を可能にすることです。

以上のことについて、町長のご所見をお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの渡辺議員のご質問でございますが、本町のホームページにつきましては、4月からリニューアル化がされまして、関係する各課等でホームページ内の文書や写真を最新のデータにアップできるようになり、大和町の最新情報を伝えることができるようになりました。

映画「殿、利息でござる」であります。5月から全国で上映されまして、全国での劇場入場者数が100万人を超えるヒットとなっております。本来、上映期間は上映後約1カ月で終了との話でございましたが、9月まで上映されることとなりました。また、映画にあわせまして、5月7日には吉岡宿本陣を改修しまして、10月末までに1万4,000人の来所者がありまして、そのうち約1,300人が県外の方でありました。また、10月からはDVDの販売も開始されております。さらに、JCOMの有料デマンド配信では、11月現在全国2位にランキングされておりまして、観光客を呼び込み、にぎわいのあるまちづくりに大きく貢献しておるところでございます。

さて、ラジオ放送による広報活動をとの質問でございますが、近隣の自治体では、ラジオ放送による広報番組の作成をしているのが、互理町の「伊達な互理まるごとレディオ」や白石市の「白石よござりす」栗原市の「ぎゅぎゅっとくりはら」などがFMラジオ放送を利用して、週1回15分ぐらいの番組で地域の催事、イベント情報や四季のおいしい食べ物、特産品を紹介しております。このうち栗原市ですが、昨年8月から毎週月曜日にパーソナリティーが市内を飛び回って、旬な情報を視聴者に伝える番組で、放送業務で約400万円の費用がかかっているようでございます。

本町でのFMラジオ放送を利用した広報番組作成につきましては、これから経費や効果など、さまざまな課題があると思っております。

次に、ホームページ内に動画を添付しまして閲覧可能にとの質問でございますが、動画につきましては、町内の七ツ森や催事、イベントなどが導入の対象となるものと

考えております。現在、吉岡中町や七ツ森の風景を朝から晩までの1日間の風景動画やKHB主催のCM大賞出品の動画を利用いたしまして、本町ホームページにアップするように検討しております、近日中にアップできるものと考えております。

また、360度パノラマビューで、まほろばホールなどが立体的に見られるようになっておりますが、七ツ森の風景も360度パノラマビューで見られるように、近日中に追加するものとしております。

今後も時世に合った動画や360度パノラマビューをホームページに追加し、充実していく考えでございます。以上です。

議 長 (馬場久雄君)
渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

今、ご答弁をいただきました。吉岡本陣についてですけれども、あの本陣も映画もトップセールスで町長がどこかで、口を開かれるたびに「殿、利息でござる」というセールスをされておられたと。そういうことも非常に私は好感を持って見させていただきましたけれども、現在、映画が終わって、町長の口からも映画のお話が、上映も終わったわけございまして、トップセールスもなくなってしまったわけですけれども、ピーク時に比べて、現在、本陣を訪れる観光客は減少していると聞いているのですが、これの実態、数とかがわかればお教えいただきたいと思うのですが。

それからもう一つは、町長の町を広報する意義と申しますか、大切だと申しますか、こういったことについて、町長はどのようにお感じになっているのか、この2点をちょっとお伺いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

実態といいますか、人数的なものにつきましては、後ほど課長から説明してもらいますが、確かに減っていることは実際だと思っております。今回の映画の傾向、おもしろいといったら変ですけれども、出演者の関係もありまして、当初は羽生結弦さんのファンの方が非常に多く来られたという傾向があります。「ユヅリスト」というん

でしょうか、全国から来られた傾向。そういった人たちも特に多かったということですね。段々落ち着いてきた中では、今度は物語やこの史実に興味を持ってもらったり、あとは大和町に興味を持ってもらったりという形で、最近はどこかという、落ち着いた形というか、歴史に興味のある方とか、そういった方々が訪問してくれているように思っています。そういった傾向があるような気がしております。なお、人数的には後ほど課長から説明させていただきたいと思っております。

また、広報の意義ということでございますけれども、これはとても大切なものだと思います。情報の発信ということはもちろんあるんですけども、大和町がこういう町であるということ多くの町に、まず住民の人に知ってもらいたいと思いますか、自分たちでもわかるということも大事だと思っておりますし、また、こういった元気のある町を多くの皆さんに知ってもらいたい。こういった歴史を知ってもらいたいということで、地域の活性化、町の活性化につながってくると思っておりますので、そういった情報の発信という意味でも、広報活動というのは非常に大切なものだと思います。なお、数字につきましては、課長からご報告申し上げます。

議長（馬場久雄君）

産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長（後藤良春君）

それでは、議員の質問に対して、人数的なものをお答えしたいと思います。

一番ピークでございますが、やはり、開始をした5月、6月が5月で150名、6月で100名ほどでございました。それで、一番少なくなったのが11月で、29.3で30名弱でございます。売り上げに関しましても、同じように5月が146万6,000円ほど、6月も145万円ほど、そして一番少なくなった11月が46万4,000円でありました。ただ、ガイドの利用者数を見ますと、一番多かったのが10月で、ガイドをお願いする方は10月が一番多くて105名ということで、逆に5月が24名とガイドをお願いする方が少なかったということでございます。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7番（渡辺良雄君）

金額的なものを見ると、減っていないようですけれども、やはり訪れる方々は減ってきている。昨日の吉岡中心市街地の活性化ということで、馬場良勝議員も熱い言葉がありましたけれども、やはり、町に訪れる方々を呼び込むためには、広報は欠かせないと私は思います。その広報上の手順でございますけれども、ラジオ番組、先ほど町長から経費や効果、さまざまな課題があつて難しいというご答弁をいただきましたけれども、実際に栗原市では、放送業務に400万円かかっているということですが、この400万円というのはどのような400万円なのか、もしわかればお答えいただきたいんですが。1カ月に400万円なのか、それともずっとやっていて400万円なのか、この辺のところ、わかればお教えいただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
栗原市の400万円については、今調べております。
先ほどの人数ですが、平均ということですので、ちょっと私も聞いていてあれと思つたんですが、誤解のないようによろしくお願いします。

議 長 （馬場久雄君）
産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長 （後藤良春君）

まず、先ほどの人数なんですけれども、私が平均で言ってしまいましたので、総人数で改めて述べさせていただきたいと思います。5月が3,465名、6月が3,160名、11月が880名でございました。先ほど言ったものが平均でございましたので、申しわけございません。

先ほどの栗原市のものは見積もりをとった総計でございまして、1回の年間委託が450万円と記録しておりますが、なお確認させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議 長 （馬場久雄君）
渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

詳しく調べていただいておりますが、年間450万円と仮にさせていただければ、どれだけのお客さんが来て、どれだけのお金を落としていただけるか、コストを考えると高いのか安いのか、これはちょっと今のところは想像が付きませんが、しかし、考えてもいい数字かなと思いました。

今、町長の答弁の中でもあった「白石よござりす」あるいは「ぎゅぎゅっとくりはら」。これは15分から、白石はたしか50ぐらいやっていて、たしか1週間ほど前も白石市の市長が直接ラジオにお出になって、いろんなお話をされていたと思うんですけども、そのほかに、加美町では5分くらいのラジオ番組、これもFM仙台でございましてけれども、行っているという状況でございます。その以前には、これはもうやめてしまいましたけれども、多賀城市とかそのほかの市町村でもラジオ番組をやっていた経緯があります。多賀城市はやめたわけですけども、効果がなくてやめたのか、その辺のところまでは確認していませんけれども、実際に仙台のラジオ局、それから、泉のラジオ局に確認をさせていただいたところ、そういった放送をさせていただいておりましたと。それから、大和町でもやるなら今すぐにでも飛んでいきますというような言葉もございました。ラジオの担当者の方に聞きますと、それぞれの市町村では、反響があって、確かな手応えを感じていらっしゃるようですということもお聞きしております。これは、会社側から聞いているわけですので、話は半分にして聞かなければいけないのかもしれませんが、やはり、南に百万の仙台市があって、こういうラジオ番組をすれば、来る可能性は私はあると思います。加美町のラジオ番組を聞いていますと、一回加美町に行ってみようかなと、車で走りながらそういうものを感じさせるのが、FMラジオのパーソナリティーの女性の方ですか、その言葉にだまされるわけではないと思うんですけども、それだけの魅力を感じる。我が町の大和町でもそういった番組がもし……コストパフォーマンスは当然あります、予算の問題もありますから考えなければならぬのは重々承知でありますけれども、しかし、昨日の馬場議員の質問のように、活性化させるためにはいろんなことを考えた中で、ラジオ番組の持つ有効性というのは私はあると思います。

先ほどの町長のご答弁ですと、経費や効果などさまざまな課題があるというお言葉ですと、少し後ろ向きかなということを感じてしまったわけですが、もう一度、町長、しつこいんですけども、その辺のところをご答弁いただけたらなと思います。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

情報の発信なり活性化の一つの方法として、これは有効な方法だと思います。以前に、FMいずみで宮城大学の教授が番組をやっておられまして、15分かそこらだったと思いますが、私はそこに1週間ぐらい出たことがあります。そのときに、結構いろんな人が聞いて、ああいうものに出ているんだとか、出ていたねという反響があったのを覚えておりますし、それだけではないんですけれども、こういったマスメディアの力というのは非常に大きなものがあると思っております。活性化の一つの方法としては、そのとおり有効な方法だと考えておりますけれども、そのあり方とか、どういった内容ということについては勉強させてもらいたいと思っております。有効であるということは認識しております。

議 長 (馬場久雄君)
渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

続いて、ホームページ内の動画についてであります。先ほど、これからやっていくんだというお話をいただいたんですけれども、先般、宮城大学生による町の活性化の提案、コンテストがありまして、その中にも動画に触れたチームがございました。私も以前からそういうことを思っていて、あのコンテストで動画の話が出たときには我が意を得たりという感がいたしまして、賞を取られたわけでありまして、これはやはり実現の可能性があってということで評価されたものと思います。今ここでやるんだというお話を聞いたわけですが、もう少し詳しくといたしますか、近日中にアップということですが、支援対象関連とあわせて、もう少し詳しいご説明をいただけたらなと思うんですが。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今準備をしているものにつきましては、一つは、先ほども申し上げましたが、中町七ツ森の一日の風景といたしますか、1カ所で固定してありますけれども、その中で一日の流れといたしますか、時系列で流すようなイメージでございます。ですから、中町で今穀田屋さんとか、ああいったところ人の流れ、一日の動きというもののイメージが一つ。それから、七ツ森の風景、朝から夕方までというもの。1カ所から固定のものを流すというものが一つです。それから、CM大賞につきましては、きのうもちょっと皆さんにPRさせていただきましたが、放送局でやっているものに町として毎年応募しております。ことしも新人の皆さんにやってもらいまして、これもコンペのような形で進めて、作品を2つつくって、その中で1つが出て特別賞をもらっておりますけれども、それを流したいということ。あと、できればもう一つもありますので、そちらもそういった形でホームページの中に流したい。これが当然大和町のPRにもなりますので、やっていきたいと考えております。

それから、360度パノラマビューというものでございますけれども、これにつきましては、例えば議場に入ったときに議場のこの場所から操作によって360度見られる。要するに、建物の会場を見られるとか、そういったものでございまして、今はまほろばホールを入れておるところでございますけれども、こういったものをもっといろんなところを撮って、施設のPRとか、あるいは遺跡のPRとか、そういったものに使えないかと思っております。ちょっとこのパノラマビューがうんと下のほうにあって、見る場所があればだったので、もう少し上のほうに見やすくしてという話はしていただきましたけれども、そういった形で、今考えているものについてはそういった考え方でございます。

議 長 （馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

提案をさせていただきましたが、既に動画についてはもう考えているということで、これは非常にいいなと思います。そういったことで1件目を終了させていただきます。続いて、2件目に入ってまいります。

AEDに関するコンビニ店との協定締結を。

黒川消防署の指導により、防災訓練を行っている行政区は多いと思われま。この訓練の中、救急法でAEDを借りてきてくださいという指導があります。しかし、A

E Dがどこにあるのか、あるいは高価なA E Dを持ち主に貸してもらえるのか、この点は不明であります。町が管理しているA E D設置場所と貸出基準を示すほかに、24時間営業のコンビニ大手に設置と緊急時使用の協力をいただく協定を締結してはどうか提案をさせていただきます。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますけれども、黒川消防署が指導しております心肺蘇生法の通報と訓練の中に、119番への通報とA E Dの手配があります。心肺蘇生法の指導はJ R C蘇生ガイドライン2015に基づきまして行っておりますが、黒川消防署では、A E Dの手配は、あくまで近くにあればとの指導を行っているところでございます。一般財団法人日本救急医療財団が作成しましたA E Dの適正配置に関するガイドラインにおきましては、A E Dの効果的・効率的な設置場所としまして、心停止のリスクのあるイベントが行われる場所並びに救急隊の到着まで時間を要する遠隔地、山間等とされています。町では、A E Dを役場、総合体育館、まほろばホールなど、町が管理します22施設に34個設置しておりますけれども、施設内、あるいは敷地内での使用を考えております。A E Dの使用はあくまでも蘇生法の一つでありまして、救急車が到着して作業を引き継ぐか息を吹き返すなどの反応が出るまでは、心肺蘇生法による救命措置を途中でやめないよう消防では指導をしております。A E Dの有効性につきましては十分認識しておりますが、全国的に市町村とコンビニ本社との間で協定を締結している24時間営業のコンビニ店へのA E Dの設置事例を見ますと、そのほとんどは市町村が所有するA E Dを店内に配置しまして、貸し出しは無料で、使用は借りた方が行う協定内容になっておりますことから、設置協定につきましては、今後の課題として調査研究を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

今後の課題として調査研究をしていただけるというご答弁を頂戴いたしました。

ご答弁いただいた中で、一つ気になるのですが、まほろばホールなど町が管理する22施設に34個設置をして、その使用については施設内、敷地内を考えているということは、その施設長が許可しないと貸し出さないのか、誰か近隣の人が来ても貸し出さないのか、この辺をひとつお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今申し上げたとおり、基本的に施設内にありますので施設内で使うということが第一の目的ということでございますけれども、当然近所で使うとか、そういったものが必要であるということであれば、施設長がどうのこうのということはないに、その所に持って行って、聞かれば貸し出す、あるいはわかっている人が来れば持って行って使うということ、それは当然やれるわけでございます。ですから、ある場所もきちんと皆さんに見えるように示した中で設置をしているところでございますので、使用につきましては、こうは言っておりますけれども、実際そういった利用があれば、どこにでも使ってもらおうということは当然のことだと思います。

議 長 （馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

先ほどご答弁いただいた34個というのは、小学校、中学校等の教育施設にあるAEDを含んででしょうか、含まない数でしょうか、お尋ねいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これは全部含んでおります。学校関係、ふれあいセンター、児童館、そういったところも含んで22カ所34基でございます。

議長（馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7 番（渡辺良雄君）

私が参考にさせていただいたのは、大阪の枚方市というところを参考にさせていただいたんですが、枚方市では、市が持っているAED、これは住所を全部ホームページに出して、どこに行ったら借りられますと、そういう場所を示して、運用時間も入っているんですね。ただし、官公庁ですので、時間が来ると閉まってしまって夜間は使えないという状況でございます。枚方市としては、AEDそのものは町が借りてコンビニに置いているのか、それともコンビニ店にお願いをして設置してもらっているのか、その辺はちょっと不明でございますけれども、市内百何カ所かのコンビニ店にAEDを置いて、どこどこのコンビニ店にAEDがあります、緊急時には使ってくださいという明示を全部しているんです、ホームページ上に。ですので、私も団地の中で防災訓練があつて、あなたAEDを借りてきてくださいとあって、漠然と私はうちの団地の中にコンビニがあるわけですし、コンビニにAEDがあるのかなと思っていたんです。あそこに借りてくればいいかなと。そのあと、実際にコンビニ店に行って確認をさせてもらったら、店舗にはAEDがないということで、これは、実際消防署から来て指導をいただいても、AEDを借りられないんだなという思いを強くしたわけでございます。そのときに来ていただいた消防署の隊員の方にお伺いすると、消防署としてこういう指導は行っているけれども、特にそういうコンビニ店とか企業に設置の云々ということは一切しておりませんということでございまして、そうすると、防災訓練で借りてきてくださいという指導を受けたけれども、何だ全然借りられないじゃないかという疑問が残るわけでございます。

現に今、枚方市ではそういう形を進めている。近隣のこの付近でどれだけ進めているかは把握しておりませんが、しかし、現に枚方市ではそれを平成26年から始めて、昨年、30代の若い男性が心肺停止で倒れているところにコンビニ店の店主が飛んでいって、AEDを当てて助かったという事例があつて、その写真もいまだに大きく出ておりました。2年間の中で、若い30代の男性の1命をとりとめた、それだけでも大したものだと私は感じましたし、そういったことから、人命の大切さを考えるならば、この辺についてももう少し考えた方がいいのではないかなという所見を持ったものであります。

町長、今後の調査研究を進めてまいるといふことですが、もう大体これでご

答弁いただかなくてもいいかなとは思いますが、もう一言だけ、町長、あればご答弁をお願いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今の大阪の枚方市というところは資料にも載っておりまして、72店舗に設置しているようでございます。一番設置率が高いといえますか。

コンビニとの協定につきましては、おっしゃるとおり、コンビニで用意するのではなくて、自治体なりが用意して、それを置かせてもらうという形になっているところでございます。そういった形での設置ということで、どちらかというとなの方が多いという傾向があるようでございます。仙台市などでは、例えば企業にお願いをして、ハートエイド制度というんでしょうか、持っているところがありますよという示しをして、場合によってはそこから借りると。使ったときには町のほうで入れるという方法もあるようでございます。町を歩いていても、うちでは備えていますと看板を出している企業もあるようでございますので、ああいった協力をいただけるとありがたいなと思っております。

方法につきましては、いろんなところであればいいということもそのとおりだと思いますけれども、そういった意味で、コンビニがいっぱいあるところであればコンビニということになるだろうと思います。その地域性ということも考えていかなければなりませんけれども、さっき言ったハートエイドとか、そういった企業との協定とか、そういった方法もあると聞いておりますので、先ほどの繰り返しになりますけれども、そういったものにつきまして、いろんな方法等も研究等を進めて考えてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

いろんな障害もあろうかと思えますけれども、もう一つは、企業にしても我が町にしても、時間が過ぎると鍵を締めて閉まってしまうと。そうすると借りられないとい

うこととなりますし、コンビニ店は24時間ですので、これは一回考えるに値する問題だと思っておりますので、ぜひ調査研究を進めていただきたいと思います。

続いて3点目に入っております。

3点目、大和町特別職及び職員の給与（給与）の検討を。

閲覧するサイトによりますと、大和町長の給与は県内33自治体の中31位であります。また、職員は36自治体の中で最下位であります。33あるいは36という自治体数はあくまでもサイトに出ている数ですので、こういった数になっております。職員の給与の支給に関する規則中、管理職手当も県内自治体の中では低いように思われ、また、職務給6級者の該当がないことも疑問を感じます。まずは、特別職給与等審議会でご私が申し上げたような意見のあることを提示して、活発な議論の一助とされてはどうか、町長の所見をお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

特別職及び職員の給与に関するご質問でございますが、町長の給与につきましては、地域性や過去の経緯などによりまして、現在の給与76万1,200円に至っていると考えておりまして、黒川地域の首長は富谷市長が81万2,400円、大郷町長が73万2,000円、大衡村長が76万3,000円となっております、平均しますと76万9,100円でございます、若干下回っている状況でございます。

次に、県内市町村における順位でございますけれども、本年4月1日現在で、35市町村中33位と下位ではございますけれども、首長等の給与の特例に関する条例を制定して町長の給与を減額している市町村を考慮しますと、24位ぐらいになっております。また、全国町村会の調査結果によりますと、928町村の平均では73万3,000円となっております、人口別や産業の構造別に分類した類似団体別の5の2というところに入るわけでございますが、その給与月額が76万9,000円となっております、県内ではありますけれども、こういった全国で比較しますと平均的な給与というのは認識しております。

次に、職員の給与でございますけれども、初めに、給与につきましては、一般職員の職員の給与に関する法律に基づく行政職俸給表に準じまして、その職務の複雑、困難及び責任の度合いに基づき、職責に応じて1級から6級に区分して給与を支給して

いるところでございます。

手当につきましても、法律に基づき扶養手当、住居手当等を支給しているところ
でございますが、ご指摘をいただきました管理職手当につきましては、町村で独自に定
めておりますことから差異がありまして、県内でも下位となっております。6級者不
在のご指摘とあわせまして、このことにつきましては前向きに改善してまいりたいと
考えております。

最後に、特別職給料等審査会でございますけれども、条例第2条に意見の聴取項目
としまして、特別職の給料、議員報酬及び政務活動費となっております、人事院勧
告で特別職等の給料等の改定勧告がなされた場合等に臨時的に開催するものでござい
ます。今後開催の際には、ご意見を頂戴したように、情報提供を行いまして意見交換
や議論を行うことも検討してまいりたいと考えております。以上です。

議 長 （馬場久雄君）
渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）
それでは、再質問をさせていただきます。
ちょっと流れが変わるんですけども、職員の給与が低いのは首長の給料が低いか
らという私の認識があったんですが、この認識は間違っているかどうか、町長、お答
えいただけますか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
大変申しわけございません。間違っております。それはありません。

議 長 （馬場久雄君）
渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）
町長から間違いだと言われて二の句が継げないところでありますけれども、継がせ

ていただきます。

私はそういう認識があったものですから、職員の給与を攻める前に町長を攻めようかなということで、この質問を考えたわけでございますけれども、今町長からご説明いただきますと、条例ですと順位は上がる、全国の中では平均、まあまあだというご答弁を聞きますと、今私の方が納得させられてしまったといえますか、町長の給料については、これはこれで一理はあるのかなと感じました。しかし、町長も前向きに改善を検討するとご答弁いただきましたけれども、職員の給与については、なぜ今まで職務給6級が他の市町村ですと3%から多いところは13%くらいが6級になっているという中で、我が町だけがかなりの期間職務給6級がゼロでずっと来たのか。この辺の経緯が、ご説明いただけるならばご説明いただきたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

これにつきましては、経緯といいますか、大和町では1級から6級まで級はあるのですが、6級につきましては、経験がある総務課長が6級という位置づけになっておりました。現在もなっているんですが、そういうことで、総務課長になった場合6級ということでございます。このごろ6級がないというのは、こういう言い方がいいのかどうかわかりませんが、総務課長がこれまで経験を積んでこられて総務課長になってもらうということで、そういう意味合いを持って6級ということだったんですが、最近皆さん若返ってまいりましたので、そういう形で総務課長だけが6級ということではなく、今は皆さん同じように評価をしながらという考えでありますので、現在6級がないという状況であります。大和町の条例といいますか、給与の中では、6級は現在は総務課長に相当するものという約束というのがあって、現在あるということでございます。

議 長 (馬場久雄君)

渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

昨日も同僚議員が職員の事故について指摘をされている中で、今直ちに職員の給与

アップをということを声高々に申し上げるつもりもございませんけれども、ただ、大和町は人口が急伸していて、その中で、今、大和町の住民1人当たりの職員については、指数というんですか、住民数を職員で割った数ですので、職員1人当たりが抱える住民数は大和町は2位なんです。170.5という数字が出ておまして、私がいただいた資料ですけれども、1位は富谷町の179.7。2番目に我が大和町の職員は1人当たりが抱えている住民の数が多いということが言えると思います。3位、4位等は、名取市とか岩沼市とかが続くようなんですけれども、このように、現在、大和町の職員1人当たりの仕事の量が多いという証明であろうと思います。

職員の給与については、県内全部横並びですよ。条例で定まっております。あとは何で差がついていくのかなといいますと、やっぱりいろんな手当で差がついていくのだらうと。しばらく前にも一度同じようなことで私は質問をさせていただいたんですが、あの時のご答弁をいただいたのは、職員の年齢が若いからサイトでの順位も低いのではなかろうかというご説明をいただいたんですけれども、今回質問させていただくのは、やはり、管理職手当が低いんじゃないかなと。県内で見ても、例えば5級の管理職手当ですけれども、比較が出ているのは22の町村が出ていますけれども、その中で、下から2番目です。金額にしますと5級の手当が3万1,700円。多いところだと6万円近くも出ているところもありますけれども、何をもって高い、何をもって安いというのは基準となるものが変われば全然変わってしまうので、一概に高い、安いとは言えないのかもしれませんが、しかし、大和町の財政力指数を見ますと、大和町は宮城県内で7番目に高い。それから、ことし9月の決算報告でも町税が上がって、我が町の予算も100億円を超すと。それから貯金もいっぱいできてと。こういう比較的経済状況もいい中で、職員の給与が不当に低すぎるのではないかと私は感じております。ただ、事故も起きていて、町長も報酬を何か月間か減額という状況にあることも当然承知しております。なので、今すぐにということではないですけれども、これは、時機を見て何らかの改定を図っていくべきではないかと思いますが、いかがでございましょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ただいまのご質問、いろいろご心配をいただきましてありがとうございます。おつ

しゃるとおり、ここ数年、大和町は非常にいろんな意味で元気な町ということございまして、これは、これまで多くの方々が一生懸命努力してこられたこと、議員としてのいろんな支援、またご助言があった結果だと思っております、これは大変いいことだと思っております。

これまでの経過というのがいろいろございまして、給料につきましては、その時代時代の積み重ねと申しますか、そういったこともありましたので、今のランクから見るとそういう結果になっている状況でございます。ただ、お話しのとおり、環境も随分変わってまいりまして、人口もふえている、仕事量もふえているということございまして、1人当たりの担当人数につきましても、お話しのとおり宮城県で2番目に多いという中、職員をふやせという意見もありまして、我々も一生懸命そういうことも考えておるのですが、思ったとおり伸びないところがあったりして、職員には苦勞をかけております。そういった中で、財政的にも以前とは違った状況になってきているところがございます。財政はこれでよしということはないので、きちんとそういった中ではあっても、将来のことを見据えながらしっかりした財政の運営をやっていかなければいけないと思っておりますが、その中で、職員に対しても、そういった手当というものも見直しは必要だと私も考えております。

これまで、いろいろな中で、みんなの努力でこういった状況ができているわけがございますから、そういった中での見合う給料というものは考えさせていただければと思っております。だからといって、どんどんということではなくて、さっきも言いましたけれども、町の財政という将来のことも考えながらの中で、そういったことも考えさせていただきたいと思っておりますので、議員の皆様方にもどうぞご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 (馬場久雄君)

以上で渡辺良雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。休憩の時間は10分間といたします。

午前10時50分 休 憩

午前11時00分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番千坂博行君。

1 番 (千坂博行君)

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

現状を踏まえた新しいコミュニティーづくりについて。

大和町地区運動会は地域住民がかかわる一大イベントである。しかし、近年は人口減少の地域、吉田、鶴巣、落合地区では、参加者を集めることが難しくなっている。また、人口減少とは別に、ライフスタイルの多様化や世代間交流の希薄などが上げられ、若者や子育て世代の関心も薄れている。運営に携わるスタッフも人集めや準備に苦労している。

同じく、人口減少地域の小学校の運動会を見ていると、高学年の児童は、準備と自分の競技で忙しく、他の競技を横目で応援している。PTA会員の方も、準備にかかわる方は忙しそうだ。しかし、手づくり感があっていいという意見もある。現状を踏まえて、新しいコミュニティーづくりに地区町民運動会と地域小学校の運動会を一緒に開催してはどうか伺う。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問でございますけれども、大和町地区運動会は吉岡地区、宮床地区、吉田地区、鶴巣地区、落合地区の5カ所に会場を設置しまして、例年9月の第1日曜日に開催されておるところでございます。当日は子供たちから高齢者の方々まで幅広い年代が参加されまして、大会準備も含め地域が一体となって取り組まれている一大行事となっております。

運動会の開催につきましては、大和町体育協会の各分会が中心となって行っておりまして、各地域において個性豊かなさまざまな種目が行われているところでもあります。町といたしましては、毎年、大和町体育協会に対しまして、活動事業補助金という形で支援しているところであり、平成28年度予算におきましても395万9,000円を支援しているところでございます。

近年、ライフスタイルの多様化等により、特に人口減少傾向の地区におかれまして

は、参加者を集めることが大変だということは、町としても認識しております。開催に向けた大会役員の皆様方、関係者の方々のご尽力に感謝申し上げますところでございます。

また、今年度、7月下旬に初めて開催いたしました、大和町スポーツフェアを開催しておりますが、大和町まち・ひと・しごと創生総合戦略事業の一環といたしまして、子供から高齢者まで幅広い年代が楽しめるように、自由参加型を中心とした24種目のイベントを実施しましたところ、自分たちの好きな時間に参加できるようにしたことと、天気にも恵まれたこともありますが、実参加人数は756名、延べ2,919名の方々に参加していただき、予想を上回る人数に、ライフスタイルの変化を改めて感じたところでもございます。

一方、小学校の運動会につきましては、学校行事として、新学年を迎え、運動の楽しさを通じて協力、責任の大切さを自覚させ、1年生から6年生まで発達段階に合わせ、学級づくりや集団行動の規律と連帯感、責任感を深めさせることを大きな目的とし、5月中旬から下旬にかけて開催されております。

地区町民運動会と地域の小学校の運動会を一緒に開催することにつきましては、人口減少が懸念されます地域の新しいコミュニティづくりとして一つの方策とは考えられますが、開催時期や教育目標を具体化する教育課程に位置づけられる学校行事との関係、地区関係機関、団体等の調整など、多くの課題があるところでございます。

小学校におけます運動会は、学校の中で、一番大きな、そして大切な行事となります。児童の集団への帰属、異年齢集団による発達特性の伸長、基本的な生活習慣、学習習慣、集団行動様式を身につけ、その過程で道徳性、思いやりや助け合い、協力、責任、努力、自主自立などの道徳性を養い、よりよい学校生活に向かわせるものとなります。そして、年度がスタートして、新しい担任と各学年において、学校生活に慣れ始めた時期に運動会を実施し、その後の学校生活につなげる活動となっております。また、運動会は特別活動の中の学校行事、健康安全、体育的行事と位置づけられており、全体計画のもと、教科、道徳等との関連の中で、計画的に指導し実施されます。そして、4月からの長期間にわたる教師の指導、仲間とのかかわり、学習の延長上に実施される行事が運動会です。学校における教育活動は、教職員が児童の実態を踏まえ年間指導計画を作成し、公務をつかさどる校長の責任のもとに実施され、年度末には全ての教育活動について、教職員のアンケート、検討会議により学校評価を行い、次年度の教育計画の全体計画、個別計画に反映され、1年間の計画的な教育活動の中で

実施されるものでございます。以上のことから、学校教育との観点だけを考えても、多くの課題が考えられるところでございます。

議 長 （馬場久雄君）
千坂博行君。

1 番 （千坂博行君）

答弁いただきましたので、認識を合わせるために質問させていただきます。

町長、就任5期目になられまして、今まで地区の運動会を17回見てこられたと思います。年月が変わる中で、人の人数、世代間の違いというところ、今まで見てこられてどういうふうに見てこられたかと、小学校も同じように見てこられていますので、その移り変わりでどのように変わってきているのかなというところ、町長のご意見があったらお願いします。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

町民運動会につきましては、町長になる前から小学校のころから出ておりますし、ずっと私も参加している状況ですので、ずっと見てきたといえますか、一緒に参加させてもらっています。地区それぞれやっておられますので、それぞれの特徴があると思っておりますし、本当に人的な問題を別にしましても、地区での一大イベント、地域性のあふれるイベントだなと思っております。ただ、参加者の問題とかそういったものにつきましては、私も人を集めたことがあるんですが、なかなか参加してもらえなかったり、少なかったり、年代が足りなかったりということが出てきていると思います。地区によっては、よくこんなに皆さん協力してもらえるんだなというところもあるようですし、やっぱりそれぞれの地区によっても違いがあると思っております。

人数が少なくなってきたというのは、このごろ事実ですけども、以前から協力してもらえる人、なかなかそうでない人というのはいたのも事実だと思っておりますし、そういったことは常にあるんだろうなと思っております。

そういった中で、競技もずっと同じような、大体同じ形で来るわけですけども、その中で、以前やれた競技ができなくなったり、あるいは競技を変えざるを得なかつ

たり、年代の層が細やかだったものを少し幅をもたせて参加できるようにするということがあるということで、それについては、やっぱり人の減少ということがあらわれているんだと思いますし、おっしゃるとおりだと、ライフスタイルというんですか、考え方についても変わってきたんだと。子供も中学校ぐらいまでですと結構積極的に協力してもらえるんだけれども、部活があったり、高校生ぐらいになるとなかなか出てくれなかったり、10代の後半、20代の人たちを集めるのが大変だとか、そういったこともある。その辺は、ライフスタイルというか考え方にも変わってきているのかなという思いがあります。そういった移り変わりがあるんだなと思っております。

また、小学校の運動会につきましても、小学校につきましてもは学校教育課程の中でやっているわけですがけれども、やはりこれも人的な問題が、人数の問題が一番あるのかなと。それから応援するお母さん方については、家族の方については熱心になっているのかなと。我々のころは、親は余り来た覚えがないんですが、今は皆さん来られて応援してくれるので、そういった部分ではよくなっているといえますか、そういう部分もあるし、変わってきているなというところと。人数が減ってきているということについては、どうしてもそれは否めない事実だなと思っております。お答えになっているかわかりませんが。

議長 （馬場久雄君）
千坂博行君。

1 番 （千坂博行君）

ただいま町長に答弁していただきました。現状をよく、私もそう思っているそのとおりの返答をいただきました。要するに、私も地域で役員としてずっとやってきました。体育協会の役員もやっていますし、PTA会長の時代からずっと携わっていますので、両方の立場というところからお話をさせていただきます。

役員のほうは、これはもう十何年以上前から、私の前にも、もう一緒にやった方がいいんじゃないのかというような意見が地域では出ていました。私も3年前にまた委員会でお話をしたんですが、やっぱり役員さんは今忙しい方ですので、職を持ちながら役員をやっていますので、こう言っただけですが、面倒なことはやりたくない。誰しも、私でもありますが、事なかれ主義といいますが、そういうところがありますので、任期が過ぎればほかの人がという思いもあるでしょうし、実際このままでもやれると思っているのかもしれませんが、私も今回の質問をするに当たっては、いろん

な方にお話を聞きましたが、大体がもう限界を感じている。吉田地区の小学校PTAでは、1月から、ちょっと運動会に関してはまた別の方向でということでPTAの会議を開くという話もありますし、鶴巣では、来年だけはとりあえず午前中でお昼を食べて解散かという、縮小傾向になっておるようです。そういう中で、町長が言われたように、マイナス意見だけじゃなくて、やっぱり手づくり感があっていいと。あとは子供の成長が見られる。要するにお手伝いをするとか。そういう意味でもいい面はあるといわれるご家庭の父兄もおられます。

ただ、それを踏まえて、地域全体のコミュニティということでお話をすれば、もう今は世代間の交流が希薄になっていますので、今回のスポーツフェアも紹介されて、大分人が来ているということで好評だということは私も知っておりますが、地域のコミュニティといった場合に、地域というつながりはまず余りないと。ただ、今のライフスタイルというのはこうであるということで、やっぱりこれは今新しいイベントとしてよかったと私も思います。そういうスタイルが変わってきた中で、今までも誰かが変えようとした中でできなかったこと。行政の縦割りといいますか、縦割りのいいところは集中してやれるところだと思いますが、弱点というのはやっぱり横のつながりが無いというところで、各府なんかはまたがると思うところには、ちょっとなかなかどこに行ってもじゃあやりましょうというようなお話は出てこないと思いますので、その辺、地域のコミュニティということを考えて、再編というところで考えているのですが、町長のご意見を伺いたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

小学校の運動会についても課題があり、町民運動会においても課題があるということで。そういった中で一緒にということで、答えがあったところでございますけれども、やはり、それぞれの目的が違う中でありますので、ただ単に、言葉は悪いけれども、数合わせ的に人数が集まるからということでやれるものではないんだろうと思います。例えば、小学校の運動会の中に親御さんの競技として招待ゲームのように入ると、町民運動会として入っていくのとはまるきり違ってくるでしょうし、町民運動会の場合は地区でまた何日間か練習をされてやるようなこともあったりと。小学校は小学校で独自の練習もあるということもありますし。目的はそれぞれあるんですけれ

ども、それを一致させるとなったときに、その辺が、一緒にしたときには課題が多いというのはそこだと思っております。だから、全くできないことではないとは思いますが、これは、町というか、地元の体協なり町もちろんは入った中で、あとは学校なり、そういったところで、一つ一つ課題を整理していかないと、なかなかそれぞれの目的も達成しなければいけないし、その中で充実したものにしていくなってきた場合には、そういった整理といいますか、そういうものを少しやってやらないと、なかなかすぐなるというのは難しいのではないかと私は思っています。

子供さん、さっきくどくどと言ったように、学校としての目的、生徒に対する大切な時期の問題とか、今後の1年間の準備だったりとか、そういった目的がある中でやるわけですから、それをはしよるわけにはいかないわけですし、その中に、地域のコミュニティー、大事なことなんですけれども、それも一緒に組み込んでやるとなったときに、スムーズにすっといくのかなというような、余計な心配かもしれませんが、いずれにしても、一つ一つ整理した中での組み合わせといいますか、そういったことに少し時間をかけるといいますか、整理をする必要があるんじゃないかと思っております。

横のつながりが大事だということで、もちろんそのとおりだと思いますし、スポーツフェアというのは、おっしゃるとおり、個人の参加的なところがあって、横のつながりというのはなかなか、家族はあるわけなんですけれども、そういった大きなつながりがないということもあります。そういったものがないという方もいると思いますけれども、そういったやり方はいろいろあると思いますけれども、話は戻りますけれども、学校と町民運動会というものについてのそれぞれの目的がある中で、やっぱり整理が必要なのではないかと思います。

議長 (馬場久雄君)

千坂博行君。

1 番 (千坂博行君)

今、答弁いただきまして、地域の町民運動会ということで、私も学校主体でいいと思うんです。例えば、時期を小学校の運動会に合わせる。9月ですと残暑も厳しいですので、小学生も多分大変でしょうし、小学校の運動会に合わせてもいいと思うんです。練習という意味では、ちょっと私の知る限りですが、練習をやっても来るのは役員ぐらいで、実際の選手は当日ぶっつけ本番というのが多いように見受けられます。

また、学校の教育の一環とするということであれば、運動会の種目として6種目は必要だと伺っておりますけれども、今、19種目を鶴巣地区ではやっていますが、現状、役員をやりながら、地域にもよりますが11種目に出るとか、そういうような、どうにも大変な状況にもなっております。それでもやるのかというお話をされる方もおられますので、ここはやっぱり一緒にやれる方向でと。今後、学習指導要領の改訂ということで、平成30年から今までよりも、概念としてだと思うんですが、もっと地域のつながりを持つという教育になってくると私も聞いておりますので、そういう意味でも、一緒にやれば。もちろん、競技も再編しなくてはいけないと思います。完全に新しいものにつくりかえる必要があるとは思いますが、その中で、ただ一緒にということではなくて、体協とか学校の整理が必要だと町長が言われましたが、今まで整理をするテーブルを設定する人が誰もいなかった。なので、縦割りで割っていました。なので、横でつながって、会議をするテーブルをつくっていただければ、そこは皆さん協議の上で新しいものをつくと私は思います。そこで、このままでいいというのであれば、私はあくまで自治だと思っていますので、そこまでやる必要はないと思っています。ただ、そういう会議があって、どういう方向性があるということを示せば、皆さんよくよく今困っていますので、考えると思うんですね。

ちよつとここに資料があるのですが、大崎地区の池月小学校学区民合同防災大運動会というものがあまして、小学校の人数が総勢48名、大体落合地区、吉田地区、宮床小学校もこれに近いと思っています。種目が20種目ありまして、小学校の種目が7種目です。防災運動会ということだったので、昼食は炊き出し訓練ということで、炊き出し訓練まで一緒にしてやっている地区もあります。そのほか、大衡村でも中学校と一緒にすし、小学生も一緒にやっていると。あとは、旧団地のほう、鶴ヶ谷なんかでも同じようにもうやっている。自治体としてももう取り組んでいるところもあります。これは、私もいろいろきょうの質問に関しては、体協関係、PTA関係にいろいろお話を聞いていますので、大変注目されることだと思えます。そういう意味で、できている自治体があるのにどうなんだろうというところもあると思えますので、その辺をもう一度、町長、答弁をお願いします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

町民運動会につきましては、大和町は5地区でやっております。ですから、それぞれの地区の課題というのがあって、それが全て共通しているものではないのかもしれませんが。ですから、町としてというよりも、まず地区の状況がいろいろあるんだろうなと思います。あと、さっき言った防災運動会とかという違った形でもう新たにつくってしまうと。小学校の運動会とか町民運動会とか、それもやったほかにつくるかは別として、そういうやり方はあるんだと思っております。そういう目的を別にして、お昼を非常食でやっているとか、あとは、消火活動競争とか、そういうやり方もあるのかなという思いはあります。この防災運動会、そういったことはもちろんできるといいますか、そういった方法もあるんだと思いますが、これが町民運動会とか小学校の運動会をやめてやったのか、そこはわかりませんが、まるきり別の発想でそういった取り組みをするということは、方法の一つとしてもあると思います。そういうことで、運動会につきましては、おっしゃるとおり、11種目も出るというのは大変だと思いますので、そうであれば、その地区で種目を減らすとか、そういった工夫が……工夫はやっておられるんだと思いますけれども、これは減らしていないの……地区で決めるので、だから、やっぱりそれは必ずこれはやるというものではなくて、ただ、全体のものを行ったときに、共通の競技とかそういったことがあって、削りづらいものもあるかもしれませんが、そういったことで、そういったものについては地区ごとの事情で整理するとか、そういったことはありだと思っております。地区の事情といいますか、人が大勢来ているところもあるようですし、それぞれの事情があるということでございますので、いろんなところでそういう場をつくれということでございますけれども、運動会については体協あたりで、例えば今後どうするかという話が皆さんから出てくれば、そういったこともできないことではないと思いますけれども。こっちからどうしますかと振りかけた方がいいのか、その辺について、ちょっといろんな立場の方の意見も聞いて見なければと思うところでございます。

議 長 （馬場久雄君）

千坂博行君。

1 番 （千坂博行君）

今、答弁いただきました。町民運動会の種目を減らすということもいろいろ考えてはおりますけれども、やっぱり地域のコミュニティーを大事にするための運動会だということで、やはり、執行部側といいますか、そういうところが目的って何なのとい

う観点からすると、あんまり減らしてなおさら人が来なくなるとか、やっぱりいろんな試行錯誤の考えがありまして、そこまではまだっていないというところでもあります。ただ、やっぱり、競技はトラック競技がだんだん少なくなって、フィールド競技が多くなってきたというのもそうですし、子供たちの走る競技も少なくなってきて、高齢者の種目がふえてきたというようなところも現状であります。例えばこれを一緒にできた場合、何事も人集めのときは「子供」というのはキーワードで、子供の学校の競技には、先ほど町長も言われましたように、家族ぐるみで人が来ますので、そうしたところで、例えば20種目のうち7種目が小学生の競技であれば、あとはお父さん、お母さん方の競技、あとは高齢者というように、3分割できるようなこともあると思うんですね。そういうところから、一から新しくつくるという意味で、このコミュニティーの再編というところを私は話しております。

きのう、町長の挨拶の中に、スクラップアンドビルドという言葉が出てきております。まず壊して新しくつくるというのも、町民の今のライフスタイル等に合ったやり方だと私は思うのですが、町長、いかが思われますか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

新しいものをつくっていくということは大切だと思っております。スクラップアンドビルドもそのとおりなんですけど、スクラップするに当たっても、ただスクラップするのではなくて、きちんと整理をした中で、次につながる、ビルドにつながるものにしてビルドしていかなければならないということだと思っております。今、全く新しくということでお話がありましたけれども、そうするためには、例えば小学校の運動会をどういうふうに考えますかという整理が必要になってきますし、町民運動会をどういうふうに今後やりますかという整理が必要になってくる。それで、整理した結果、2つが合わせられるかなという検討になってくるんだと思っております。ですから、そういった意味で、新しいものをつくるという考え方はもちろんあっていいと思っておりますけれども、そのためにスクラップされるほうの整理といいますか、スクラップという言い方はまずいですけれども、そういったものの、さっきも言いましたけれども、それぞれの目的がある中での、その目的の整合性、両方のつなぎといいますか、そういったものがどのような形でできるか。そういったものを整理しないと、はいやめました、はい新

しくというゼロゼロというものではなくて、今あるものが足りないのであれば別ですけども、コミュニティーの場で必要と議員もおっしゃっておられますし、小学校のものはもちろん大事な授業でございますので、そういったものを新たにすることにつきましては、さっきの繰り返しになりますけれども、そういった整理をする部分がまだまだあるのではないかと考えます。

議 長 （馬場久雄君）
千坂博行君。

1 番 （千坂博行君）

今の目的の整理と。目的を整理する場があつて整合をとるというお話がありましたが、それがなくて町民は困っております。鶴巣地区だけじゃなくて、落合地区なんかでも、何年前にはそういう話もしたことがあるという人がいるのですが、やっぱり立ち消えになって、現状のまま進んできているという現状でもあります。その場を何とかつくって、体協または執行部、あとは小学校という中で、そういう話し合いの場、あとは自分たちがやろうとしていることの整理をして、すぐにやるということではなくて、ちょっとずつそういう場をつくって、町民の意見を取り入れて新しくするという意味で私は言っておりますので、今すぐ変えてくれとか、そういう話ではございません。今町民がこれは大変だと思っていることでありますので、そのつくる場を提供するというお考えはどうでしょう、町長、ありますか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

場の提供ということですけども、例えば、小学校の運動会について、そういう考えを持っている小学校、例えば鶴巣小学校があり、ほかの小学校もあるのかどうか、そこまで確認をしておりますけれども、そういったものが、まず学校でこれはどうなんだろうという話が出てくるんだろうと思うんです、小学校の場合。学校でまずこれが、もうこれ以上できないんだよという言い方がいいのかわかりませんが、もっと違った方法でやった方がいいのかと。学校もそれぞれの学校があるわけでございますので、一概にさあ小学校の運動会をこれからこうしましょうという方向で場を

つくるということではなくて、まずそういったそれぞれの学校の事情の中で、学校でどう考えるのか、PTAも含めてになろうかと思えますけれども、そういったことがまずあって、それが今度大和町全体の同じような課題があった場合、全体の話し合いになっていくと思うんです。

町民運動会につきましてもそのとおり、やっぱりそれぞれの地区でいろいろ課題があるんだと思いますので、初めからさあどうしましょう、やりますか、やりませんかという話ではなくて、現状に対する地区の対応といいますか、考え方といいますか、そういったものを整理できてからでないと、全体というのはなかなか難しいのではないかと。大変でどうしようもないという中で、無理やり町が町民運動会をやりましょうということ、そういう無理やりやるものではなくて、おっしゃるとおり楽しく、そしてコミュニティーの場ということで考えるわけですから、そこまで大変なのであればという状況かどうか、まずその地区で、それぞれの地区で運動会をやっているわけですから、地区の考え方というものをやっぱり整理しなければいけないんだと思っております。そういった中で、皆さんの意見が、やはりこれはやめた方がいいとかそういう話、新たな方向がいいとか新しいものにしようとか、そういうことになってきたときに、共有してみんなで集まってということになると思えますけれども。まずその地区の考え方の整理ということも必要なのではないかと。初めからどうしますかというやり方ではなくて、そういうことも必要なのではないかと私は思います。

議長 (馬場久雄君)
千坂博行君。

1 番 (千坂博行君)

体協は体協、学校は学校の考えをいったん整理してという話だったと思います。私は逆の発想なんですけど、やっぱりコミュニティー再編なので、大きな目的、地域以外が、この間議員との懇談会の際に、最後に新人議員の中に質問がありますということで、若い人たちが集まらないということがありまして、やっぱり今私がお答えしたのは、世代間交流が少ないと。そこをどうにかしていかないと解決していかないと。私の考えをお話ししましたが、そういう中、例えば小学校でこういうふうにやりますかといった場合、多分私は意見が二分すると思うんです。今いろんな行事に参加してくれるお父さん、お母さん方は、一緒にしたほうがいいんじゃないですかと多分言われると思います。ただ、この間のスポーツフェスタみたいなどころに行かれる方、こ

これは語弊がありますので、家族での楽しみ方が好きだという方は、やっぱり参加は難しいと、やっぱり二分すると思うんです。あとは、地域の方の話も聞いたんですが、やっぱり地域のコミュニティーだからあったほうがいいという意見と、もうやらないほうがいいんじゃないかと、人がもう集まらないしという意見もやっぱりあるんです。その中で、個別にどうありたいかというところ、自分のところしか見えていませんので、全体を通してどうあるべきかというところから入っていかないと、みんなばらばらな意見を言うと思いますので、その場があって、それでやっぱり自分たちでやりましょうというのであれば、それは私は構わないと思うんですが。そういう意見だけじゃないので、町民の声としてそういうお話を今させてもらっています。それについて、町長、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

いろんなご意見が当然あるんだと思います。そういった中でどうやっていくかということなんだと思いますけれども、学校の話になりまして、やっぱりPTAだけではなくて、学校教育という中の大きな目的がある状況でございますので、PTAのご意見はもちろん大切だと思いますけれども、学校の先生方なり、そういった考え方というのも、今その中には意見が入っていなかったように思いますけれども、そのへんのかんがえかたといいますか、そういったことも当然聞いて、そういったご意見も取り入れた中での判断ということも必要なのではないかと思います。

それから、町民運動会につきましては、役員の方々のご意見とか、そういった方がそういうお話しになっているのかと思います。やったほうがいい、やらないほうがいい。やらないほうがいいということはないんでしょうけれども、大変だというご意見ということなので。そういったことについて、地区ごと、体協というか役員だけではなくて、いろんな人の意見も聞かなければいけないんだろうなと思っております。

人が集まってコミュニティーが大切だということをよく議員もお話しのとおり、そういった場というのはぜひ必要だと私も思っております。そういった場が運動会の場合なのか、あるいはそういった話し合いをする場なのかということだと思いますけれども、そういった意見を聞くということについては、それぞれいろんな場所で当然聞いていかなければいけないんだろうと思っています。今、そのことについてまとまって

やりましょうかという状況まで来ているのかどうか、その判断についてはまだ難しいところだと思っておりますけれども、最初からやるかやらないかの話を、運動会についてですよ、町民運動会を一緒にやるということについて、私は今思っているんです。と申しますのは、地区によっては、ものすごい大勢の方が来てやっておられるところもあるんです。新しい地区で新しい住民の方々がそれぞれ結束をし合って参加をして、非常にやっている。地区地区ということですので、一概には言えませんが、そういったこともありますので、そういったところの状況はいろいろ皆さんで全体の状況を認識し合って、そして、そういった中での話し合いというものが必要なのではないかなと思います。

議長 （馬場久雄君）

千坂博行君。

1 番 （千坂博行君）

地区によって現状が違うということについては、それは思っています、私の質問は、現状を踏まえた新しいコミュニティーですので、減少地域が対象でありまして、いろいろやっている方は、例えばそういう会議が出て今の現状でいいですよというふうに言われるはずだと思います。

あとは、学校の意見ということですが、私も地元の小学校に行ってそういうご意見を伺いましたが、やっぱり地域から声が出たらという話で、自分からはやっぱり出せない。ちょっとさっきも言いましたが、運動会の実行委員会で私もお話ししたときには、もう一回やったほうがいいんじゃないかという話をしたときには、ここです話じゃないと言われてまして、じゃあ、どこで誰がこういうことをするんですかという疑問を抱いたことがあります。要するに、縦で考えれば誰かがやってくれると。私のところではないという思いが出てくるのかなというのが一番の思いでして、こういう一般質問という立場に立たせてもらいましたのでお話しさせてもらいますが、誰も旗を振らないので話をまとめられないというところがありまして、例えば、今から春闘でベースアップの話なんかも出ますけれども、本来ですと労使関係で決まることが、今は安倍首相が旗を振ってベースアップをさせている。誰かが旗を振らないとそういうところにたどり着かないという私の印象がありまして、自治体で再編といいますか、今コミュニティーをもう一回新しい形でというお考えというのは、もう地域任せというところでもいいのかなと思うんですが、その辺のお考えをよろしくお願いします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

地域任せということでは決してないのですけれども、まず地域の実情の把握なり、あるいは地域の考えの取りまとめといいますか、そういったことも必要だと思います。誰がやるんだということなんですけれども、これを町がやるのかということ。町がやるということも一つの方法かもしれませんが、例えば議員が中心になって地区の方々のご意見を聞いて、そして鶴巣地区の考えをまとめてもらうとか、そういったことだっているわけだと思えます。会議をつくって会議で話を聞くということの、それは町のほうでやることはできないことはないと思えますけれども、やっぱり地域の方々のご意見を……いろんな意見があると思えます。Aの意見もあれば全く反対のBの意見もある。そういったものを整理するといいますか、そこで取りまとめるというわけではないにせよ、いろんな意見があるものをまとめて、こういう状況であるということを取りまとめるということについては、また地域の方々をお願いしたいと。町で投げるとかそういうことではなくて、町から行って聞けば一番いいのかもしれませんが、そうしますと、またどういった方々に聞けばいいのかとか、そこから始まってしまいますし、やっぱり地域の方を知っている方々がそういったものをまず結論を出すということではないにせよ、そういったまとめをやっていただければ大変ありがたいなと思います。決して町がぶん投げるとことは全く考えておりませんが、そうでないと、なかなかまとめるのは大変なんじゃないかなと思えます。そういった実情を整理するといいますか、学校の意見も聞かれる立場にあり、地域の若い人からも高齢者の方からも聞かれる立場にあるという方々が、そういったまとめ役をやっていただけると非常にありがたいと私は思います。

議 長 （馬場久雄君）

千坂博行君。

1 番 （千坂博行君）

各地域でまとめてという話だと思えますが、なかなかこれが今までできなくて皆さん苦しんでいらっしゃいますので、同じことをそのまま……多分この会議を見てい

た人は何と思うかなとは思いますが、できるのであればもう既に変わっていると私は思うんですが、要するに、意見を集約するにも個別でやってはなかなかまとまらない。代表者会議等、そのぐらいのところから始めて本当に必要なかどうかというのは徐々に図っていくというやり方もあると思うのですが、誰も音頭をとる、主導してやってくれる人たちがおりませんので、その点をやっぱり明確にやってくれるという人がいないと難しいところでありまして、そういう場を提供、あとは例えば資料を提供とか、そういうようなことは町では、そのぐらいはできますよというところはあるのでしょうか。町長、お願いします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

場の提供とか資料の提供ということですけども、まとめてくれというのは、結論を例えばAとかBとかにしてくれということではなくて、このエリアとしてこういう考え方があってこういう意見があるということをもとめるということのイメージなんですけれども。そこで結論を出してこうしましょうという意見でまとめるということは、それは難しいと思います。町全体の話になってくることもあれば。そういうことですので、まとめということに対して、みんなの意見を集約するというか、そういったイメージで申し上げております。

それから、場の提供ということですが、例えば場というのはどういうふうなイメージがあるのか。資料ということにつきましてもどういう資料なのかちょっとわかりませんので、そういったものが必要で、町で出せるものであれば、それは準備といたしますか、お手伝いさせてもらうことは可能だと思います。あと、場所というのは役場を使うとかそういう場所なのか、案内をしろということなのかわかりませんが、お手伝いはもちろんできるわけですし、町が、さっきも言いましたが、地元にごん投げしているとかそういうことは全くないので、一緒にやっていくという気持ちはもちろんありますし、そういった形でやっていきますけれども、その前段の、町が最終的にまとめるとすれば、その地元のまとめといたしますか、まとめと言っているとまた結論となるのかもしれませんが、そういったことですので、誤解なされないでほしいんですけども、やらないとかそういうことを言っているわけではないのですが、お手伝いはもちろんさせていただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）
千坂博行君。

1 番 （千坂博行君）

お手伝いしないわけではないということでしたので、例えばこの件はどこの課で担当していただいて、いつこういう会議を開きたいので招集の案内を出していただいて、例えば鶴巣であれば防災センターに何時に集まってくださいというようなことをしていただけるのか。私が持っていたような資料を提供していただいて、こういうものがありますよということをしていただけるとい意味合いであったのであれば、あとは町民がそれをもって結論を出すという形になると思いますので、私の今の認識でよろしいのか、ちょっともう一度答弁願います。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ちょっと誤解されているような気がするんですね。そういうふうにそこで結論を出すとかということではなくて、いろんな話し合いの中で意見を取りまとめてもらえませんかというお話をさせてもらった。さっき言いました整理をしなければならない部分があると言いましたよね。こういう部分が大変なのでこれはできないとか、ああいう部分が大変だ、こうやったらいいとかいうものを整理してもらえませんかということです。ですから、そこで、例えば1回の話し合いを持った中で、やりますかやりませんかという話し合いをして、やりませんという結論が出ればそれでいいんですかというものではないということを私は申し上げているつもりなんですけど、まだ伝わってなくて申しわけないんですけれども。こういうのは1回、2回の話でももちろんなるわけでもないし、これまでもいろんな積み上げがあったというふうに、その辺も十分に聞いております。そういった中で、今後の方向性を見出していくわけですから、これは鶴巣地区だけではなくて、町民運動会となった場合には全体の話になってきます。ですから、そういった意味で、いろんな意見があるわけですから。そういった積み重ねをやった中で一遍にできるものではないというお話のとおり、積み重ねでやっていかなければいけない課題だと思っていますので、その性急なものではないと思ってお

ります。

それから、学校の問題でさっき申し上げましたけれども、学校の先生に聞けばそう言うんだというお話でございませうけれども、その辺については、そういう場で話すのではないと言ったときにどういう場で話すんだというお話もありました。そういったことについて、先生方とお話する機会を、そういうお話をするというのであれば、先生の日程を調整してということも、こちらでできないわけではないと思っております。そういう場をつくることはできると思うんです。ですから、何回も言うようですけれども、こういうことについては、すぐ1回、2回のやつで結論が出るわけではなくて、町民運動会という大きな事業が、今度違う形に変わるとすれば、あるいは新たにリニューアルするとすれば、これは大きな変換になります。そのためには、各地区の方々が納得した中でやって、そして、やってよかったねという形になっていなければいけないわけですね。そういうことですので、町としての協力体制はもちろんやっていきますけれども、そういう意味での地元のご協力をお願いしたいという話を申し上げています。何回も言うように、これで1回で結論を出してくれ、そういった答えを持ってこいと私が言っているわけではないので、そこが誤解されていて、そこが私の言い方がまずかったとすれば訂正させていただきますし、そうではないことを申し上げたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)
千坂博行君。

1 番 (千坂博行君)
地域でまとめてという話でしたので、私もちょっといろいろお話したいと思っております。その際は、対応のほうをしていただきたいと思います。
これで一般質問を終わります。

議 長 (馬場久雄君)
以上で千坂博行君の一般質問を終わります。
ここで休憩します。再開は午後1時といたします。

午前11時52分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続きまして、一般質問を行います。

10番今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

2項目5要旨について質問させていただきたいと思います。

最初に、農業政策の今後の方向性についてということであります。

政府は経済のグローバル化の急伸を背景に、規制改革のもとに農業改革、農協改革を推し進めようとしております。既に農地法の改正が行われて、制度改正や企業等の農業参入の緩和等、施行されている事項もあります。このように、農業改革や農協改革が激変するような政策が打ち出されております。

そこで、1つは、現段階での農業改革、農協改革の考えはといたしましたけれども、町長としての所見を伺いたいと思います。

2点目、耕作放棄地、遊休農地の現状と農地中間管理機構の活用状況の現状と課題について。

3点目、国は農業所得の倍増を掲げておりますが、以上のような農業を取り巻く現状を踏まえ、本町として農業所得の向上対策をどのように考えているのか伺います。よろしく申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問でございますが、政府より示されました農業改革、農協改革に関連したご質問でございました。

1番目の、現段階での農業改革、農協改革への考えはについてでございます。農業改革は規制改革の目的と検討の視点として3つの柱が示されておまして、第1の柱

としまして、農業委員会の見直しがあります。農業委員会選挙、選任方法、農地利用最適化推進委員の新設、農業委員会事務局の強化、県農業会議、全国農業会議の見直しであります。第2の柱といたしましては、農地を保有できる法人、農業生産法人の見直しがあり、役員要件、構成員要件の見直しと事業拡大への対応がございます。

農協改革につきましては、第3の柱といたしまして、JAグループの組織刷新を柱とする改革案が政府から示されております。今般の農協改革案のポイントといたしましては、全農に改革の数値目標を定めた年次計画を公表するよう求めています。それから、政府与党は全農の年次計画の進捗状況を定期的に点検すると。そして、3つ目には、全農に農業資材の仕入れ販売事業から農産物の販売事業への人員の配置転換など、組織体制の整備を求めています。次に、全農に従来の委託販売から買い取り販売への転換を求められておまして、全農に対して先に示されました農協改革方針の5年間の集中改革期間に十分な成果を出せるよう、数値目標を盛り込んだ年次計画を公表するよう求めています。これは、全農が自主的に策定いたします自己改革を前提としているものでありますことから、今後の政府、全農の対応を注視してまいりたいと思います。

次に、耕作放棄地、遊休農地等農地中間管理機構の活用状況でございますが、A分類、B分類の荒廃農地面積は130ヘクタール台で推移しておまして、大きな変更はございませんが、国の生産調整制度が廃止されることにより、今後ふえることが懸念されております。

農地中間管理機構への利用権設定面積は106ヘクタール。経営耕地面積の約4.9%で106ヘクタールになっておりますが、集落営農組織の法人化に伴った利用権の設定であり、法人化の進展が見込まれない状況では、利用権の設定面積は少なくなるものと考えております。集落営農組織への法人化を促進しながら、農地中間管理機構への利用権の設定面積をふやす必要があるものと考えております。

次に、農業所得向上対策についてでございますが。先の農協改革も農業所得向上対策に位置づけられているものでございます。国では、農業者や関係機関みずからも所得増大に向けた取り組みを積極的に行っていくことが重要としておまして、このためには、販売価格の向上や販売量増大の取り組み、生産加工販売の一般化、ブランド化、加工業業務用需要への対応、輸出への取り組みと、それからコスト、農業機械や農薬等の生産コスト、流通コスト、このコストを減らす取り組みを進めていくことが必要としております。

大和町におきまして、農家戸数の減少と農業就労者の高齢化による農用地の利用低

下、後継者不足等の減少が顕著になっておりますが、基本的な方向といたしましては、優良農地を確保しながら稲作を中心とした水田農業に野菜、花卉など、生産性の高い農業を実現することが肝要であり、大規模化と法人化により安定した経営を目指すことが必要であると考えております。以上です。

議長（馬場久雄君）

今野善行君。

10番（今野善行君）

それでは、答弁いただいた内容について二、三お伺いしたいと思います。

1つは、農地法の改正の絡みであります。今、答弁にありましたように、農業委員会の制度が変わって、1つは農業委員の選挙から選任制に見直しがなされたということであります。これは、いろんな批判的な見方からすると、首長が選任をするという形に変更になったわけです。そのことによって、いわゆる首長の権限といいますか、農地の利用等、そういうところに影響がないのかどうか。その辺も非常に懸念を持つところであります。

それから、農地利用最適化推進委員の新設とあります。これは、農用地の現状を一番知っている地域の方を最適化推進委員として選任する考え方にはなっているわけですが、こういう制度の改正によって、農地に対する管理といいますか、利用についての動きに対してどんな変化が起きてくるのか。この辺が非常に疑問を持つところであります。

それから、都道府県の農業会議とか全国農業会議所、これは県段階、全国段階の話なんですが、今までは法人化されていなくて、これが一般社団法人になったということでありまして、ある意味一つの法人としての機能を求められてくるという形になっているということでもあります。そういう中で、農地の状況についてもいろいろこれから、あとでちょっとお伺いしますけれども、それに関連した課題なり対応が求められてくるのではないかと思います。

そこで、この農地法の改正の絡みで、回答にありましたいわゆる農地を保有できる法人の見直しがあって、役員要件、構成員要件が緩和されたんですね。そのことによって、いわゆるこれは、言ってみれば、一般企業が農業に参入できるような仕組みに変わってきたということでもあります。このことは、別に否定するわけではありませんけれども、要するに、以前、平成27年に食料・農業・農村基本計画の中で、いわゆる

産業政策と地域政策という考え方が出されたところであります。その中の一環だろうと思いますが、農業の産業化の背景には、企業が参入するという考え方があるんだろうと思います。今回、この緩和によって、企業が参入してきて、それによって若い農業者がふえたとか、そういうPRというか報道が結構出されているわけですが、若い農業者がふえてきている背景には、企業が参入して、その従業員として働いている。中には役員としてしている方もいると思うんですが、典型的なのはイオンファームです。イオンが生産から販売までみたいなことをやっているわけでありまして、そのことによって、若い世代の就労者がふえているという報道がいろいろあるわけでありまして。これが農業改革に即つなげるのかどうか、一つ疑問を持っているところであります。この点について、まず町長のお考えをお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回の見直し、今回に限らずですが、そういった法人化なり法人の参入が認められてきたということ。これにつきましては、一つは、何と言いますか、足腰が強いと言いますか、基礎がしっかりとした組織での農業をやっていこうということもあるんだと思っております。こういう言い方はおかしいかもしれませんが、農業法人というのはなかなか企業と比較した場合、そういった基礎的な組織と言いますか、金銭的なこともあるかもしれませんが、そういったことがある中で、例えば国内だけではなくて海外と競争していく、輸出する等した場合に、そうした資本力のある方が入った中でやっていくことも必要だという中の一環で入ってきているのではないかと思っております。そういった中で、企業の方々に今度なお緩和されたということ。そういったことで、海外との競争力、国内のみならず、そういった競争力をつけるという目的もあるのではないかと。全てではないと思いますが、そういった目的の一つもあるのではないかと思っております。それで、企業の従業員の方が就農者という形になってということで、大きな目で見ればそういうことになるわけですが、根本的な日本の農業についての農業のあり方については、それが改善されているというふうにはちょっと思えないところもあると。また、そういった関連するところで指導を受けながら、協働しながら周りの農家の予参も強くなっていくということもあるのかもしれませんが、そういったことで、法人がふえたからといっていわゆる以前か

ら農家をやっている人たちの農家の足腰が強くなってきた、農業所得がそれで全て向上するというにつながるものではないと思います。日本全体の農業として見た場合には、そういったことも必要なんだとは思っております。その功罪というものについてはいろいろ意見があると思っておりますし、どの視点に立って見るかということもあろうかと思っておりますので、難しいところはあると思っております。そういった意味で、日本全体の農業の世界に対してのグローバル的な動きに対しての足腰の強さは強化されていると思っておりますが、根本的な日本の今までやってきた農業の方々の課題がこれで全て、企業が参加したことによって解決しているとは思えないと思います。

議長（馬場久雄君）

今野善行君。

10番（今野善行君）

今のご答弁で、その辺は同感、考え方、味方については共有するところであります。この辺は、企業の参入によって地域農業はどうなるかということと、それから、企業が参入するとことは、非常にこの状況を見ていますと、立地条件のいいところばかりなんです。そうすると、企業はそういう意味ではいいとこ取りになってしまって、先ほど町長がおっしゃられたように、一部はそういう意味で改革、改善の形が見えてくるんだろうと思いますが、おっしゃられたように、地域農業、特に中山間地が多いところなんかは全くそういう恩恵は受けられないという現状があるのではないかと思います。

それから、それに関連しまして、もう一つは、農協の改革の関係でございます。これは、皆さん新聞等でご案内のとおりだと思います。この辺については、いろんな背景が取りざたされておまして、簡単に言うと農協潰しの制度になってきております。もともと規制改革会議からの発案といいますか、そういうことになって、その継続として規制改革推進会議というものがそのまま移行して、今これを押し進めようとしているわけですが、これは与党との絡みで、少し押し戻したような形にはなっているのですが、これに関連してちょっとお伺いしたいのは、わが地域を考えたときに、農協がそういう形で仮に消滅したという場合に、町長、どういうことを想定されますか、想像しますか、ということをちょっとお伺いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

農協がなくなった場合ということだと思いますけれども、組織としてなくなった場合、まず、農協としてのさまざまな役割がある中で、例えば金融から保険から全てあるわけですので、そういった影響はもちろん出てくると思いますし、農業面から言った場合には、例えばコメの生産等について、今民間とか直接販売とかができる中ではありますけれども、そういったものの取り扱いについての個々の農家の経営の不安定といいますか、回収とかそういった部分が出てきましようし、それから、資材関係についても農協を通じて買っておられる方々については、支払いの問題から何から全然体系が変わってくるということで、そういった部分での混乱は出てくると思います。それから、何よりも農家としての農協を通じての横のつながりといいますか、そういった対応については、いろんな組織につきましても農協が中心になってやっているところもございますので、そういったもととなるものがなくなった場合での組織の活動の困難さということも出てくるのではないかというふうにも考えております。今、農家も随分いろいろ個人個人でやっておられるような状況にもなってきておりますので、以前ほどではないにせよ、そういった影響につきましても、まだまだ農協の組織力は、よくも悪くもそういったものが今あると思っておりますので、この部分のそれが欠けた場合には、やはりかなり混乱といいますか、農家の不安という部分も大きくなっていくのではないかと考えます。

議 長 (馬場久雄君)

今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

その辺も同じような見方をさせていただいているわけではありますが、昭和22年に農協が成立して、これまで70年余りになるわけではありますが、農協が果たしてきた役割というのは、私は農協に関係する仕事をしてきたということもあるんですが、かなり大きなものがあつたと思うんです。ある意味、行政の下請けといいますか、手足となって取り組んできたこともありますし、もちろんベースは農家であります。例えば今、農協が仮になくなった場合ということなんですけれども、今回の農協改革の

最終的な落ちどころとといいますか、これは元の横浜大学の田代先生の話なんかをすると、農協潰しというのは簡単な話で、金融共済事業、要するにお金の部分を吸い上げれば、農協はもうだめになると。もちろんここに書いてあるような買い取り販売なんか資金がそんなにあるわけではないので、買い取り販売なんかできっこないですね。そういうふうに捉えられているということで、非常に農協がなくなった場合に、困るのは農家なんです。だから、そういう規制改革が行っていることに対して、町長の答弁の中には、今後の政府、全農の対応を注視していくというお話であります。私からすると、このまま注視していったのでは、今申し上げたような地域の農業というのは本当に大変なことになっていく、混乱を招くということになるんだろうと思います。そういうところで、これからそういうことが想定はされるのでありますが、なくすわけにはいかないということも含めて、ここはちょっと回答としては難しいところだと思っております。農協がなくなった場合に農家をどうやって町として支えていくか。あるいは農業という産業を、町として基幹産業という位置づけをしているわけがありますから、そういうところをどうやって支えていくのか。もしその辺、今申し上げて難しいところがあるんですが、町長がもしお考えになっていることがあれば、その点についてお伺いしたいと思います。

議長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

農協がなくなった場合という難しい仮定なのであれなんですけれども、農業政策については、いいか悪いかは別として、国の政策と連動した中で各行政がやっております。その中で、例えば、その政策を運営する、実行するに当たっては、農協の組織なりそういった力を一緒にやってきているところがありますので、こういった中での組織力の大きさといいますか、そういったものがなくなった場合にどうするんだということになりますけれども、これは町として、なくなった場合というのは考えたことがないのであれですが、そういう状況でもそれは農家をしっかり支えなければいけないということはもちろんそうだと思います。国のほうでも農業者に対する対応といいますか、支援といいますか、そういったものにつきましては、法人化なりそういったものを目標にやりなさいと言いながら、いろいろな形で補償関係をやっているわけですから、そういったものはこれからもやっていくんだと思っています。おっしゃる

とおりに、いい場所とかそういった場所であれば、どんどん考えているとおりに進むかもしれませんが、日本のような国の場合はそういう場所ばかりではないわけですから、中山間地なりそういったところがあった場合、これからはそういう人たちをどう守っていくという大切な役割が出てくるんだと思っておりますし、そのことに対して国がもう関係ないよということは、これはあってはならないし、ないと思っておりますが、その応援は町でも当然やっていかなければいけないだろうと。さっきも言いましたけれども、そういった組織的なものでの協力体制というか、そういったものの力がなくなることは大変なことですけれども、ただ、町として、地方自治体として農家を守るための施策というものについては、農協がもしなくなったとしても、それはしっかりやっていかなければいけないと思っております。

議長（馬場久雄君）

今野善行君。

10番（今野善行君）

なぜそんなことを聞くかということ、これも裏話になるのかわからないですけれども、いろんな評論家とかそういう人たちの話をいろいろ聞いておりますと、いずれ農水省はなくなるのではないかという話なんです。大きな話で申しわけないんですけども。というのは、今回農水省の事務次官が経産省から来ているということとか、いわゆる輸出関連は経済産業省、それから金融関係は財務省とか。そうなってくると、農協とかそういうところに関連する部門がみんなそっちに移されて、いずれ農水省はなくなるのではないかと。今農協でやっているような金融部門も財務省とかそういうところに移管されて、農水省がなくなるのではないかという将来の構図が描かれているのではないかという見方があります。多分、これはいろんな評論家とか大学の先生が言っているわけなので、いろんな情報を集めてそういう話をされていると思いますので、決してうそではないんだらうなとちょっと思ったものですから、そうなったときに、日本の農業というのは全部今食料自給率が39%ぐらいしかなくて、その中で日本の食料が全部外国に頼るようなことであっていいのかどうかという部分をちょっと懸念するところであります。

先ほど申し上げた食料・農業・農村基本計画の中では、いわゆる食料の安定供給を確保するというようなことを大きな計画の目標に掲げているんです。それから、この基本計画を国家戦略として続けて取り組んでいくんだということと、それから国民全

体で農業、農村を支える社会を創造していくんだという言い方をしているんですが、それと非常に今の動きは矛盾しているのではないかなという強い思いを持っておりません。

そういう意味で、今後の日本の農業の方向というのは、TPPもどうなるのかわかりませんが、それがだめになればFTAとかそういう交渉が改めて出てくるのではないかと、いろんな議論がされておりますので、そういう意味で日本の農業が非常に厳しい環境におかれていくのではないかとこのところでもあります。そのことによつて誰が得をするかというところ、結局、商社とか貿易をやっているところとか、そういうところなんですよ。だから、それで日本の農業は本当に維持、存続できるのかというのが大きな問題ではないかなと思っております。

次に、2点目にお伺いしたいと思いますが、耕作放棄地と遊休農地の問題でございます。

今ご答弁にもありますように、いわゆる荒廃農地の状況であります。相対的にはあまり変動がないというご答弁であります。A分類、B分類という表現の仕方をしていられるわけですが、いわゆるA分類が減って、この中で、B分類がふえているという状況であります。平成26年、平成27年の変化を見ますと、A分類というのが大和町で34万8,858平米減っております。B判定の部分が42万4,103平米ふえているんです。この状況をどういうふうに町長は捉えられますでしょうか。さっき、全体な荒廃農地の状況は変わらないというお話でありますけれども、その辺の捉え方についてお伺いします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

このA分類、B分類、すぐに利用可能かそうでないかと分けたと思いますが、要するに、荒廃が進んでいるというんでしょうか。Bがふえるということは、AからBランクになっていくということについては、要するに、管理の仕方についても、残念ながら手抜きではないんでしょうけれども、管理が悪くなっているといえますか、そういう状況になっているという言い方でよろしいですか。そういうものがふえてきていると思います。

議 長 （馬場久雄君）
今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

そういう状況であります、では、ああやって、なぜそういうふうになっているのかということだと思います。その辺を、こういう現象を、原因といいますか、その辺の背景はどういうふうにお考えでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

携わっている人といいますか、農家の方々の手がだんだん足りなくなっているとか、高齢化になってきているとか、あるいは、悪く言えば維持管理をする意欲が前ほどなくなっているとか、さまざまな要因があるのではないかと思います。

議 長 （馬場久雄君）
今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

そのとおりで、これは結局、農業ではもうからないからだと思うんです。結局、再生産ができない状況が農業には続いているということだと思います。そうしますと、今おっしゃられたように、後継者の問題とか就労者の高齢化とか、そういう現象の中で農地の維持管理が難しくなっている。こういう耕作放棄地みたいなところがふえていくと、いろんな問題が考えられるわけですが、例えば、荒廃地になっているために病害虫がふえるとか、イノシシの遊び場になってしまうとか、いろんな国の施策にも対応できないような問題が出てくる。例えば、多面的機能での維持管理もできないような状況になってきますので、そういう問題もこの耕作放棄地、荒廃農地には問題をはらんでいるということだと思うんです。

それから、先ほどの農業の全体の問題の中でも、こういう状況下で、申し上げましたように、特に中山間地とかそういうところが非常に今大変な状況。イノシシの被害も大分大きくなっているという状況でございますので、耕作放棄地の問題も非常に大

きな課題だと思いますが、その辺の対策について、町長はどのようなふうにお考えでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

耕作放棄地の対策は非常に難しい問題だと思っております。そのとおり、現在でもAからBに変わってきている状況でございますので、これをAあるいは通常のものに持っていくのもなかなか難しい場所がこうなっているんだと思っておりますので、なかなかこれをすぐ回復させるというのは非常に難しいんだと思っております。減反と申しますか、転作とか、そういったものに利用しやすいようにするとか、そういったことでも利用できる転作物をつくるとか。今何だと聞かれても困る話になりますけれども、そういった利用をやっていって維持するということがこれから求められてくるのではないかと思います。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

非常に、農業は国の政策だと言われると、なかなか突っ込みにくい、あるいは答弁しにくいことがいっぱいあるんだろうと思っております。ただ、今の大きな国の政策の流れを見ていますと、そういうものがだんだんさいが地方に振られてきているような感を非常に持っておりますので、今おっしゃられたような耕作放棄地対策、それから、それにあわせて農業の振興をどうするかというのも大きな課題だろうと思っております。

次に関連しまして、3点目の農業所得向上対策ということでございます。

ここの中で、2点ほどお伺いしたいのでありますが、1つは、今回の農協改革が農業所得向上対策の一つだと言われているのでありますが、これらも含めて、農協改革によってどれだけ農業所得が向上になるのか。これは今のところ数字が見えてきていないのと、先ほど農協の改革で、全農の自己改革を注視していくということになるんだろうと思っておりますけれども、この辺は、町長としてどのようなふうにお感じになっておられますでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

農協改革が農家の人の所得向上にどういう影響を与えるかという意味合いでしょうか。農協改革といった場合に、農協といってもいろんな農協が実際はあるんだと思っております。「あさひな」があったり「みどりの」があったり、全国各地。そういった中で、国で言っている農協がどのレベルのものを言っているのか、ちょっとその辺のレベルの問題もあるんだと思っておりますが、今回の農協改革というか、国のほうで見ている分については、農協の商社化というか、そういったものをイメージしているのではないかという気がするんです。例えば、資材とかそういったものにつきましても、農協が販売するわけですから、そこで中間マージンが取られているのではないかと。ですから、それを外して直接売った方が農家に安く行くよと。中間マージン分が農家の所得に上がるでしょうと。所得といいますか生産費の減に。そういった部分もあるのではないかと思っております。ですから、一般論で言えば、資材とかそういったものにつきましても、直接といいますか、直接買ったほうが中間マージンがなくなった分経費が安くなる。あるいは、委託販売から直売、買い取りということについても同じ理屈だと思っておりますので、そういった中で、全体的なイメージについては、農協が商社的な役割になってしまって、中間搾取をしている部分が多いのではないかと。こういう言い方をしているのかわかりませんが、失礼かもしれませんが。そういったところで、それをなくせという国の大きな考えの一つにそれがあのではないかと思います。したがって、そういう考え方をすれば、今回の改革が農家の生産費の削減、あるいは手取りの向上、よって、両方プラスになったことで農家の所得が上がるという。非常に短絡的な見方かもしれませんが、そういったところが今回の全体の中の考え方の農協改革の一つのポイントではないかと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

今まで長い間、農協事業としていろんなことをやってきているわけですが、今言った、いわゆる協同組合では実費手数料主義という考え方なんです。ですから、組合員なり買っていただいた人からの手数料を財源として運営しているわけでありまして。全農もだいぶ大きくなって、要するに、今言われたような商社化してきているわけですが、そのことによって、今の状況を見ますと、農協が提示している価格に基づいて商業者がそれを見て価格をつけるという状況が大分あります。特に、大口といいますか、大量に資材を必要とするところはそういう取引をしてやっているということでもあります。そうしますと、農協そのものが結局、いわゆる中小農家を中心にしていて、そういうところだけが報道されて、手数料が高いとかなんとかという話になって、こんなことが出てくるんだらうと思いますが、農協の場合には、必要があれば、言い方は変ですけども、山奥の農家まで配達をして事業をやっているわけでありまして、そういう考えが報道されるのは非常に残念なところでございます。

それから、所得を上げるために優良農地を確保しながら稲作を中心とした水田の上には、野菜、花卉などの生産性の高い農業を実現することが重要だというお話であります。この辺も非常に危惧しているところがあるわけでありまして、グローバル化という言葉に流されると、こういう考え方が、競争力をどうやってつけるかということからすると、こういうことなんだらうと思いますが、今の日本の国土の状況なり、大和町の状況からしますと、大規模化、法人化もなかなか今現状からすると進まない現状にあります。これはやっぱり立地条件が違うということだらうと思いますが、そういうところで、基幹産業としての農業をどうやって発展させていくかというところがうちの課題ではないかなと思います。

その中で、大規模化と法人化というお話の中で、これらの経営規模というのはどの程度の規模を想定されているのかお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

経営規模ということでございますけれども、数値的にこういう規模というものは持っておりません。ただ、今のそれぞれの集落でやってきた方々が法人化とかをやってこられているという状況でございますので、大きければ大きいほどいいというものではないのかもしれませんが、この規模であれば大丈夫だとか、この規模だった

らまだまだという試算はやっていないところであります。

議 長 (馬場久雄君)
今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

その辺は、最後になりますけれども、ぜひ前にも申し上げたことがあるんですが、大和町としての地域農業ビジョンを策定していただいて、それに基づいた目指す経営体を育成していくという考え方を、やっぱり農家の人たちにも出すべきだと思います。法人化も含めて。あるいはその集落営農等も含めて、示していくべきではないかと思っています。

そこで提案なんでありますが、今大和町は企業を立地して、企業立地奨励とか対策を講じていただいております。それと同等には申しませんが、いわゆる産業振興基金のような基金を創設していただいて、そして先ほど申し上げた町としての農業振興ビジョンに基づいた取り組みとか、そういうものに支援をするという制度をぜひ検討願いたいと思います。産業振興基金と申し上げたのは、いわゆるいろいろ議論になっている六次化産業も含めて、商工業者と農業者がコラボで何かを開発するとか、そんな取り組みを含めた制度をつくっていただいて、進めていかないかということですが、町長の所感を伺いたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

産業振興基金ということですが、まず、六次化ということが大切なことだと思いますし、例えば企業と農家の方々が、あるいは研究機関と企業の方々と農家が、そういったことについて共同でいろんなことをやってもらう、六次化産業をやってもらうということは大切なことだと思っています。

支援の仕方ですが、そういった基金の方法がいいのか、あるいは違った形のいろいろな方法があると思いますので、応援の方法については、これからもそういったものについて研究しながら考えてまいりたいと思います。

議長（馬場久雄君）

今野善行君。

10番（今野善行君）

ぜひご検討いただいて、農業が産業として続けられるような支援制度を講じていただきたいと思います。

今回、この農業問題を取り上げているんでありますが、いろいろ今経済のグローバル化といわれる中で、何でこんなことを言っているのかというと、結局、それこそ大昔の経済というのは物々交換から始まったんですね。物の価値というのは、もともとはやっぱり衣食住が中心で、食べ物と衣服を交換するという時代から考えますと、そういう経済の原点が農業だと私は思っているんです。ですから、農業がなくなったら経済も大変なことになるんじゃないかなと。地域農業が進行すれば地域の経済も活性化するのであろうと。それが、今の中心市街地の活性化、商店との活性化につながるような施策につながることを申し上げたいと思います。特に農業は生命産業といわれ、医食同源といわれる健康問題にもつながる課題でもありますので、ぜひ真剣にご検討いただきたいと思います。

それで、時間がだいぶ長くなってしまったんですが、2問目に入らせていただきたいと思います。

2問目は、次期学習指導要領導入への対応についてであります。

一昨年、平成27年、文部科学大臣が中央教育審議会に対し、情報化、グローバル化が急激に進展する不透明な時代をたくましく、しなやかに生きていく人材を育てるためには、学校教育を進化させていくことが必要だということで、学習指導要領の改訂について諮問が行われたわけでありまして。本年度中に審議の取りまとめと改訂が決定され、平成30年度から小・中学校では先行実施が行われる。平成32年度からは平成33年度にかけて全面実施のスケジュールが示されているところであります。

そこで、1つは、次期学習指導要領の実施に向けて、どのように対応していくのか。2点目は、次期学習指導要領の目玉と目されているアクティブ・ラーニングという学習指導方法の導入について、どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

議長（馬場久雄君）

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教育長（上野忠弘君）

それでは、今野議員のご質問にお答えしたいと思います。

初めに、次期学習指導要領の実施に向けてどのように対応していくのかという質問ですが、今回の中央教育審議会から諮問された内容をまとめますと、次のとおりになります。

初めに、次期学習指導要領の改定の基本方針は、教育基本法や学校教育法が目指す普遍的な教育の根幹を踏まえ、グローバル化の進展や人工知能A Iの飛躍的な進化など、将来の予測が難しい社会の中でも、伝統や文化に立脚した広い視野に立ち、志高く未来をつくり出していくための必要な資質、能力を子供たち一人一人に確実に育む学校教育を実現すること。そして、よりよい学校教育を通じてよりよい社会をつくるという目標を学校と社会が共有し、連携、協働しながら、新しい時代に求められる資質、能力を子供たちに育む、社会に開かれた教育課程を実現する。また、人間が学ぶことの本質的な意義を問い直し、これまでの何を学ぶかという指導内容の見直しと、どのように学ぶか、何ができるようになるかの視点から学習指導要領を改善すること。そして、学習指導要領が学びの地図として教職員のみならず、子供自身が学び、家庭、地域、民間企業等において幅広く活用したりできるようにすること。また、学習内容の削減は行わず、アクティブ・ラーニングの視点から学習過程を質的に改善すること。次期学習指導要領の実現に不可欠な指導体制の確保や教材の改善、充実、ICT環境の整備など、必要な条件整備についても整理すること。そして、授業づくりや教材研究、学習評価を教員の中心的業務とできるよう、業務改善法に向けた取り組みもあわせて実施することなどが諮問内容となります。

そして、今後出される答申を受け、文部科学省が学習指導要領を作成し、具体的指導内容を示すこととなります。本町においては、今後文部科学省から提示される学習指導要領を初めとする内容を受け、具体的に取り組みを進めたいと考えております。議員ご指摘のとおり、平成32年度から小学校、平成33年度から中学校において完全実施となりますが、平成30年度から先行実施を行うことができるとしておりますので、調査、研究、検討を行い、準備を進めたいと考えております。

次に、次期学習指導要領の目玉と目されているアクティブ・ラーニングという学習指導方法の導入について、どのように考えているのかについてお答えします。

中央教育審議会で示されたアクティブ・ラーニングの視点は、学校における質の高い学びを実現し、子供たちが学習内容を深く理解し、生涯にわたってアクティブに学び続けるようにするための内容となります。

内容としては、①学ぶ意味と自分の人生や社会のあり方を主体的に結びつけていく主体的な学び。多様な人との対話や先人の考え方、書物等で考えを広げる対話的な学び。3点目は、各教科で習得した知識や考え方を活用した見方、考え方を働かせて、学習対象と深くかかわり、問題を発見、解決したり、自己の考え方を形成したり、思いをもとに構想、創造したりする深い学びとしています。つまり、主体的、対話的で深い学びの実現を目指す授業改善がアクティブ・ラーニングであります。

小・中学校では、アクティブ・ラーニングという言葉が出てくる前から授業の中でアクティブ・ラーニングの基礎となるグループ活動やペア学習などの児童・生徒相互の学び合いの授業が展開されておりましたが、主体的な学びと深い学びが十分とは言えませんでした。本町においては、昨年度からアクティブ・ラーニングについて計画的に研修会等を開催し準備を進めており、先生方の指導法の改善を促す努力をいたしております。また、昨年度から大和中学校で県教育委員会指定の学力向上研究指定校事業を受け、主体的に学習に取り組む生徒の育成を目指し、アクティブ・ラーニングを含めた研究を進めております。この研究を町全体に広げ、年間3回の研究を教職員研修の一環として実施しております。このような取り組みが、教職員の資質、能力を高め、授業改善等に生かされ、このことが児童・生徒の資質、能力を高めることにつながると確信しております。

次期学習指導要領で提示される内容を吟味し、本町の児童・生徒のよりよい将来のため、町全体でスキルを高め、教職員が一丸となって取り組んでいけるよう支援していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長 （馬場久雄君）

今野善行君。

10番 （今野善行君）

今回、この次期学習指導要領の導入の対応の関係について取り上げさせていただきました。この指導要領については、私は時期尚早かなという思いもあつたのですが、いろいろな新聞なり報道等を見ておりますと、今から準備をしないとだめだということがいろいろ書いてありましたので、今回取り上げさせていただいて、本町の取り組みの方向についてお伺いしたわけでございます。

この中で、一つ気になるところは、今ありましたように、相対の時間数、時限を変えないで新たな英語の授業とかを取り入れていくということでございますけれども、

そういった指導体制、教員の体制といいますか、そういうものを今後どういうふうに考えていくのかと、それから、アクティブ・ラーニングに向けた環境整備も求められてくるんだろうと思いますが、その辺の考え方等がありましたら、さっき申し上げましたように、タイミング的にはちょっと早いのかなという気もしましたが、お考えがありましたらお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

今、今野議員からお話があったとおり、通常ですと1年前に試行から始まるんです。完全実施の前に。今回については、2年前、平成32年からの場合には平成30年からやってもいいですと。どこどこについてはもう既に始まっております。そういうことで、大変大きな変化がありますから、現場ではしっかりと準備をなさいよという意味を込めての先行実施なんだろうと考えております。

そこで、今ありました英語につきまして。2年前といいますと、英語については平成30年からですけども、町としましては来年あたりから可能な限り実践を積んでいきたいと現在考えておまして、校長会と相談しながら、まずもって今年度中にカリキュラムをつくと。それにつきまして、今議員がおっしゃったように1時間ふえるんですね。それを見越した形でつくるということで、現在具体的に担当を決めて動いております。また、カリキュラムができた上で、今度は五、六年生が英語科という授業に平成32年度からなりますので、活動ではないんです。活動は三、四年生に下がりますので。カリキュラムがないんです。そのために、ある教員を研修として、京都で文科省の先行研究校がありますので、そこに派遣して資料を集めてくるという算段をとっております。できれば、来年から先行実施の前どりで1年前にそれを使って、まずなれる活動から始めようということで英語については進めております。

現在、やはり英語を主とする場合には、小学校の英語の教員が必要なんです。現在、小学校6校に11名の英語の免許を持った教員を配置しております。来年度からは県でも小学校採用は英語枠という特別枠を設けて採用していきます。それをあわせながら、なるべく先行実施に障害がない形で英語の免許を持った教員をそろえたいという努力をしております。

次に、アクティブ・ラーニングの件なんですが、これについては、昨年、平成27年

度から研修を始めております。宮床中学校において、日本で第一人者と言われる岩手県の高校の校長をお呼びして、まずもって校内研修で昨年実施しまして、そこに出席したい教員が行くと。今年度は、その先生を呼んで町全体で研修を積んでおります。

それから、もう一つは、今ある学校の教員を県の教育研修センターに1年間研修に出しまして、教科研修員としてアクティブ・ラーニングを中心に研修させております。来年度は、その教員が帰ってきた段階で、その教員が各校を回って現場での指導を行うということで、ハード面ではなくてソフト面から先行して環境整備を行おうと思ひまして、現在準備を進めております。以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)
今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

先んじた取り組みがなされているということで、ひと安心したところでございますが、ぜひ、このアクティブ・ラーニングという、日本語で言うと、いろいろ見ていると「お互いの学び合い」といいますか、お互いの刺激も含めて勉強する環境をつくっていくということで、私も経験的にいうと、そういう勉強のほうが身につくといひますか、それが将来日本を担う子供たちの人材育成につながるんだということだと思ひます。要するに、例えば理科であれば野外でお互いに勉強するとか、そういうこともアクティブ・ラーニングの一つなのかなと思ひました。

今回、アクティブ・ラーニングについては……。

議 長 (馬場久雄君)

今野議員、時間が過ぎております。端的に。

1 0 番 (今野善行君)

小学校で英語の授業の風景をちょっと見学させていただいて、これがアクティブ・ラーニングのことなのかなということもありましたので取り上げさせていただきました。ぜひ、進めていただければと思ひます。終わります。ありがとうございました。

議 長 (馬場久雄君)

以上で、今野善行君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。休憩の時間は10分間とします。

午後 2時01分 休憩

午後 2時11分 再開

議長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

11番藤巻博史君。

11番 (藤巻博史君)

では、発言通告に基づきまして2件質問をいたします。

1件目でございます。黒川病院の通院手段の充実について。

黒川病院を通る町民バスは宮床線として1日9便運行しております。しかし、吉岡を通った宮床線はバスターミナルどまりであり、黒川病院へは届きません。吉岡町内から黒川病院行きのバスは午前中は実質10時過ぎの1本しかありません。病院へ通う手段としては、本数や路線の見直しが必要ではないでしょうか。

議長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、黒川病院の通院手段の充実についての質問でございます。

町民バスは平成27年度の町民バス再編によりまして、吉岡地区のバスターミナルから宮床地区を経由いたしまして宮城大学までのルートを相互運行しております。宮城大学からバスターミナルへ向かう便は黒川病院、黒川高校を経由したのちに吉岡地区を運行し、バスターミナルを終点としております。この便で吉岡地区内から乗車した場合、現在の運行ルートでは黒川病院で停車しないため、黒川病院への通院にとっては利便性が低い面があると考えております。このことから、今後より利用しやすい運行ルートの見直しを検討してまいりたいと、このように考えております。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

6月にもこの問題を取り上げさせていただきました。その中で、きょうの答弁の中で、宮城大学からの路線については黒川病院で停車しないため利便性が低い面があると考えておりますというご答弁でございました。正確には、停車しないというより黒川病院まで行かないわけですけれども、バスターミナルどまりですので、吉岡町内を回ったバスがもう一度黒川病院へ行くというルートにはなっていないということだと思っております。先ほど申しましたように、6月の議会におきましては、ご答弁では、「吉岡地区は町民バスの再編に当たりまして、地区内を宮床線が継続運行することとしておりまして、1日当たり9便運航しております。病院等の移動手段は町民バスにより確保されていると考えております」ということで、若干、6月議会の際には確保されていると考えておりますということから比べますと、ちょっと私と認識が一致するのかなど。利便性が低い面があるということでは、町長と認識が一致するのかなど思うのですが、そういうことでよろしいでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現在は、おっしゃるとおり、宮城大学から来たものにつきましては、4号線を経由しまして黒川病院を回った後に町内に入ってきてまして、宮城交通バスターミナルに来ますので、ちょっとこれについては、町内を経由した後に黒川病院に行っていないということでございます。今後、このことにつきまして、ルートのダイヤの改正を、今度南部コミセンができることによって、そうした見直しもございますので、それとあわせまして、ルートの変更というよりも黒川病院をもう一回経由するような方法でとまることによって、町内から乗った人が黒川病院におりることができるというルートに変えたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

ちょっとくどいようですけれども、そうすると、いわゆる宮床線の中で、上りとも下りとも言いにくいので、宮城大学から吉岡方面のバスについても、何らかの形という言い方がいいのか、黒川病院を……どうしても役場もそうなんですけれども、黒川病院に行っていただくというのが大きいと思いますので、そういうルート……言い方がちょっとあれですけれども、運行のルートの見直しとこれには書いておりますけれども、そういう方向性も考えるということで、もう一度確認させてください。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ルートの変更ということでございます。今、町内を回った後に黒川病院に行かないわけですから、町内を回った後に黒川病院に行くようなルートにするということで考えております。

議 長 (馬場久雄君)

藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

私は素人だから2回行ってもいいのかななんて、そこは変な話ですけれども、ぐるっと回ってもう一回行くというのも、どうしても一筆書きなのか、そこはちょっとわかりませんが、ぜひそういう地内の方の利便性ということを考えていただければ、一つは、逆に言うと、言おうと思っていたんですけれども、例えばもみじヶ丘からのほうがバスで行こうと思ったら病院に行きやすいよねという話に今現在もなっておりますので、吉岡町内から黒川病院に今行く場合には10時過ぎの1本という現実がございます。ということで、そのことについては理解いたしました。それと同時に、改善をいつごろというんですか、これから検討されるんですけれども、ダイヤ改正というのかルート改正というのか、どのようなテンポを考えておられるのかお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
ルート改正につきましては、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、4月から南部コミセンが運用されます。したがって、そちらのコースの変更もございまして、4月からということで考えております。

議 長 (馬場久雄君)
藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)
済みません。聞き洩らして2度同じことを聞いたかもしれません。
同時に、今の中で考えていただければという部分では、ひだまりの丘を中心としたルートが今現在走っております。ひだまりの丘のほうから自衛隊の前、西の方向に行つてというルートだと思うんですが。という中で、今、西原にある町営住宅、それから下町にある町営住宅からは若干遠いのかなという声も実はあるわけで。現実には今乗っていないので、利用しにくいので利用している方もいらっしやらないと思うんですけども、そういったところも考慮に入れていただけるのでしょうか。そこもお尋ねしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
バスのルートでございますので、皆さんが便利にということはもちろんわかるのですけれども、全てに対応するという事はなかなか難しい部分があります。したがって、ご要望としていろんなところがあると思っておりますが、そういったものは検討させていただきますが、今、はい大丈夫ですというお答えはできないところでございます。バスルートでございますから、そんなにどこでも行けるということではないので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

もちろんバスですので、町長の言葉じゃないですけども、どこでもというわけにはいかないというのは理解する中ですけども、それと、余りここで言うのもなんですけれども、下町については、大衡のバスは近くを通っているというのものもあるのかなとは思っております。なおかつ、そうは言っても、大事な足、せっかく走るバスですので、なるべく多くの方が利用できるような形というものを考えていただければなと思います。いずれ、4月に向けてこれから作業をされるということですので、期待したいと思います。ということで、1件目を終わらせていただきます。

2件目でございます。指定管理者の選定について。

グループホームすずらん、大和デイサービスセンターひだまりの丘、大和町デイサービスセンターすずらんを平成29年4月1日からの指定管理者候補選定委員会において、永楽会を指定管理者に指定した。同会は別施設において、職員による預かり金使途不明事案を引き起こしています。今回の選定委員会の決定に疑問であるが、町長の所見をお伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、指定管理者の選定についてのご質問でございました。

本町では、公の施設の管理運営につきまして、民間の専門的なノウハウや経験を生かして、施設の持つ効用を最大限に発揮し、住民サービスの向上や経費節減を図ることを目的としまして、平成18年4月に指定管理者制度を導入いたしております。大和町認知症高齢者グループホームすずらん及び大和町デイサービスセンターすずらん、ひだまりの丘につきましては、本制度導入当初から指定管理施設として選定をしまして、社会福祉法人永楽会が指定管理者として現在まで適切に運営管理を行ってきたものであります。また、今年度末に指定期間が満了しますことから、平成28年10月7日開催の大和町公の施設にかかわる指定管理者候補者選定委員会におきまして、公募によります指定管理者の選定の結果、同法人が改めて選定されたものでございます。

その後、10月12日に同法人が運営する障害者支援施設で職員によります利用者預かり金着服事案が公表されたため、永楽会へ指定管理施設の運営状況等について照会を行い、その回答に基づき現地調査を行ったところです。その結果、当該指定管理施設では適切な経理処理が行われている事実を確認したものでございます。また、その結果を踏まえまして、11月18日に再度選定委員会を開催いたしまして、各委員へ経過等を説明し、指定管理者として選定について確認を行ったものでございます。以上です。

議長（馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番（藤巻博史君）

実はこれは、社会文教常任委員会におきまして、この案件の説明を受けたわけでございます。

まず、答弁書にもございましたが、10月12日、今から約2カ月ほど前でございませうか、河北新報に載りましたのが、ちょっと読ませていただきますと、社会福祉法人永楽会が運営する宮城県大和町の障害者支援施設あさいなの女性副園長が利用者からの預かり金482万円を着服していたことが11日わかった。法人は12日に宮城県庁で記者会見をし、経緯を説明する。法人によると副園長は2006年度からあさいなと大和町のグループホームかがやきの銀行口座を管理。ことし5月から7月、架空の支出名簿で利用者の口座から施設の口座に現金を振りかえ482万円を着服したということで、副園長が休んだ際に他の職員が帳簿を確認すると、領収書がなかったり、支出が合わない項目が見つかったりしたことから着服が発覚した。帳簿類を精査した結果、平成22年10月からことし3月までに使途不明金が約3,200万円あることも判明し、法人は副園長を自宅待機処分にした。法人からの連絡を受けた県は、6日、7日の両日に緊急監査を実施した。法人理事の一人は、利用者や家族を初め多くの関係者に迷惑をかけてしまい申しわけない。刑事告発も視野に全額返済を求めていくと話した。これは河北の記事で、10月12日でございます。

それと同時に、皆さんが持っていなくて社分の委員だけ持っている資料の中で若干話させていただくようになると思うんですが、現実には障害者支援施設あさいなにつきましては、県の施設でありまして、直接大和町が関係する施設ではないと。ただし、永楽会で管理されている施設であるということで、今回急遽質問に取り上げたところでございます。そういう中で、経過としましては、平成22年、今から7年前からこと

しまで7年間にわたりまして3,750万円……これは記事とはまたちょっと違うんですけども……というような着服のようでございます。そしてまた、それと同時に、きょういただいた資料、それからいろんな資料を時系列にまとめてみますと、まず、指定管理者の管理者選定委員会というのが7月6日に開かれておるようでございます。それで公募するということを決められております。そして、8月3日から9月2日まで1カ月間にわたって指定管理者の募集を行ったということでございます。そして、10月7日に選定委員会を開いて永楽会について選定をされたという経過のようでございます。その中で、私どもが知らないところでしょうけれども、9月12日に先ほど申しましたように……新聞に載ったのは10月でございますけれども、事実として動き出しているのが9月12日に県の調査などが入って、こちらの資料によりますと、10月7日の夕方に県の障害福祉課から町長と副町長に報告がありましたよということでございました。ということで、まず1つは、まことに微妙な日程であったんだなということで、そのところだけでもう一度確認させていただきたいんですけれども、選定委員会があったのが10月7日で、そういう着服事件の報告が県からあったのも10月7日の夕方ということで、それは本当に、疑うわけでもないんですけれども、本当は昼だったんじゃないのか、そういったことも含めてちょっと確認したいんですけれども。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

報告したとおりでございます。10月7日、委員会で決定して、県からのそういった報告があったのが10月7日の夕方ということで、それについてはそのとおりです。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

嫌なさがで確認させていただきました。10月7日に選考委員会で決定をされて、同時にその日の夕方に県の障害福祉課からそういう事案があったという報告が入ったということでございます。それから、また、先ほど申しましたように、その5日後の12日に新聞に記事として河北新報に載ったということでございます。と同時に、10月12

日に永楽会の理事と施設長が大和町に謝罪に来られたということのようでございます。多分、新聞のほうが早かったから新聞に載ったその日なんだろうと思いますけれども。そしてさらに、11月9日に先ほど申しました3つの施設について現地の調査、いわゆるお金の管理の状況といったことだと思えるんですけども、町で、選定委員会になりますか、調査をして、それで11月18日に選定委員会で再選定を行ったという経過のようでございます。そういう中で、何で今回あれなのかなというのは、一つは、選定委員会で公募をするということで、8月3日から1カ月間募集されたわけですけども、例えば5年前についても同じような形をとったんだろうと思いますけれども、5年前については応募があったのかなかったのか、そういったものをちょっと……今さらではつらいのかな……何でかということ、短いんじゃないかという思いもしてお尋ねするわけですけども。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

5年前ということですが、ちょっとその公募の内容とかは今確認できておりませんが、ただ、やり方とすれば5年前も同じ方法で募集をかけて、選定委員会の中で選定したという経緯だと思っておりますが、なお確認いたします。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

という中で、先ほど、該当される方は7年間にわたってわからないように不正をしていたということが1つはわからなかった。何でわかったかということ、その方がたまたま休んで別の職員の方が同じ仕事をしたら合わないよということでわかったということで、それがなかったらまだまだわからなかったような状況なのかなと、これはあくまでもたられればの話でございますが。という中で、当該の管理者というんですか、選定委員会の中で、そこら辺をどのように議題として、管理体制を問題にしたのかしなかったのか、お伺いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

選考につきましては、私は立ち会っていないのであれですけども、先行の基準というのがありまして、そういったチェックポイントというか、そういったものがあるって、当然チェックはしていると思っています。ただ、個人の方のお金についての管理の仕方、お一人でやっているかお二人でやっているかというところまでは基準にはないのではないかと思います。

これは聞いた話でございますけれども、ほかの施設も我々はその後確認をしたところでございますが、これは事件後ですが、そういったところにおきましては、伝票というか、当然チェック機能がありまして、担当の方がやって長がやるというチェック機能があったところでございますが、あさいなに関しては、担当がお一人の方で経過的にはずっとやってきた結果、このようなことになってしまったと聞いております。

議 長 (馬場久雄君)
藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

そういうことでは、要件にないというのもそういうことですか。お金の管理の基準はそういったところには入っていないというふうに。もし発言があれば。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

審査要件につきましては、施設とかそういったものが主なものでございまして、運営管理の体制、利用者の平等な利用及びサービスの向上とか、そういったもので、個々のお金のチェック体制までは審査の中での管理要件には入っていないということでございます。

議 長 (馬場久雄君)

藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

社文の中でいただいた文書の中では、個々の方からいただいたお金を一回施設の中の口座にプールして、そこからいろいろ引き出してという中で、引き出す際に不明朗な引出し方というんですか、そういったようなことで。要するに何が言いたいかというと、サービス向上とか言いながら、実際には入所されている方のお金を結果的に着服という事案が生じて、それが7年間わからなかったんだよというところ。やはりここが大事じゃないのかな。そういったところを、もちろん資料の中では新たな2人体制という今後の改善事項を含むという事務処理のフローチャートもいただいております。いただいているんですけども、本来はこれ以前の問題のような気がするんですけども、そこら辺のチェックは大丈夫ですかとしか言いようがないんですけども、答弁がございましたら。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

個人の方のお金を預かって、いろいろ個人の方が必要なものを買ってやるというやり方。このあさいなにつきましてはそういう形で1つにまとめてというやり方だそうでございますけれども、個人の間でのお金の扱い方については施設施設で違っているようでございます。それで、このやり方についてはこの施設についてこういうやり方であったということでございます。なお、個人のお金の管理については、先ほど申しましたけれども、そこのチェックまではやっていなかったのはそのとおりでございますが、そこまでやれるかどうかということもあると思いますけれども、やっていなかったという事実については、町のほうでは間違いなくやっていなかったということでございます。

議 長 (馬場久雄君)

藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

そういう中で、あちこちの資料を開きながら質問しているのであれですけども、1つは、管理料無料の中ではありますけれども、こういう団体を無条件とは言いませんけれども、おとがめなしというのもあれですけども、本当にそのまんまでいいのかということでは、先ほど申しました一つは、募集の中では永楽会しか応募されたところがないというのも一つ問題なんじゃないかということで、募集の仕方については、いわゆる競争原理が全然働かないんじゃないかという危惧もあるんですけども、そこら辺の見解をお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

この募集の方法につきましては一般公募方式でございますので、公に募集をかけて1カ月間とか期間をもって募集しておりますので、ほかの方々が参入するのに時間が足りないとか、そういうことではなく、みんな条件は同じだと考えております。

議 長 (馬場久雄君)

藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

そうすると、逆に言うと、今回の指定管理について、今回契約があるからあれでしょうけれども、永楽会が応募されてあれですけども、永楽会が最適であるという言い方もきつい言い方ですけども、あるいは逆に残っていないから永楽会なのかと思ってしまうところもあるんですけども。やはり、本当に最適なところなのかというところでは、いろんな問題を起こすような法人というか、そういったすきのある法人じゃないほうがいいと私は思うんですけども、そこら辺のご見解をお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

公募の審査に当たりましては、それぞれのチェックポイントをチェックしまして、点数づけをしてやっております。一定以上行かないものについては、当然1社であってもそれは対象外ということもあろうかと思っておりますけれども、そういった1社だからどうのこうのということではなくて、1社であれ何社であれ、点数はきちんとつけた中での合格点。その中で1社しかなかったのでもそしかなないということになりますけれども、1社だから点数が低くても合格ということではございませんので、そういった意味では、公平なきちんとした審査をしていると思っております。

議 長 （馬場久雄君）
藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

そうすると、1社であっても、当たり前ですけれどもだめなところはだめなんだけれども大丈夫だよというふうな評価、判断を今回の選定委員会ではなされたと思うんですけれども。なされたからこういうふうな案件として出てきていると思うんですけれども。やはり、私としては、先ほども申しましたけれども、7年間そういう不正を見抜けなかったという……1年、2年ならば……それでも問題ですけれども、そういう団体で、それも同じ町内にある中で、県の施設ではあるとはいえ、そういう中で、本当に適切なのか、もっともっと慎重を期す必要があるんじゃないのかという思いをすることでございます。本当に町内にある大事な福祉施設の中で管理をしてもらうということについては、慎重な審議が必要なんじゃないかと思うんですけれども、こら辺のところでもしあれば。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

当該施設で7年間気づけなかったといえますか、そういったものが継続的にあったということについては非常に問題だと思っております。その施設の中の言いわけとすれば、信頼できる人であったと。結果的に信頼できる人ではないのかもしれませんが。そういった中で、チェック体制ができていなかったということは聞いておりますし、チェック体制がないということについても、これは組織として問題だと私も感

じております。

町でお願いしているところにつきましても、そういったことで、そういった体制について再度確認をしましたが、先ほど申しましたとおり、そちらにつきましてはという言い方もおかしいんですけども、きちんとなされていたということ。そういったことをチェック確認し、再度選定委員会で審議してもらった結果、選ばれたということでございますので、その方向でということ今進めてきたところでございます。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

選定委員会が何となく問われるんじゃないかと逆に思うわけでございます。やはり、町のいろんな施設の管理をお願いする団体でございますので、本当に厳しい目で見ることがあるんだろうと思うのに、直前でそういう問題を引き起こした団体をそのまま、それなりのチェックはしたにしても、そういう扱いというのは非常に疑問をかんじるところではございます。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

以上で藤巻博史君の一般質問を終わります。

次に、14番高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

それでは、お尋ねします。

公金収納の多様化についてお尋ねします。

地方自治法の改正によって、税料のクレジットカードによる収納が法的に裏づけされ、さらに平成29年1月4日からは国税納付にもゴーサインが出たことは周知のとおりであります。本町での導入は検討されているのでしょうか。収納の多様化、特にコンビニ収納については、幾度となく議論がなされておりますが、いまだ実行には至っておりません。導入費用やランニングコスト、取扱手数料などを主たる課題として検討を続けるとしてきておりますが、目に見える多様化はできていないのではないのでしょうか。インターネットを活用したクレジットカードによる決済は、キャッシュレス社会の象徴として広く利用されており、公金収納においても着実な地位を築いている

と思います。導入に対する大きな支障はないのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、公金収納の多様化に関するご質問でございました。

ご質問のクレジットカードによる収納は、平成18年の地方自治法改正による指定代理納付者の制度が創設されたことによりまして、法的根拠が明確にされたところであります。平成19年6月の定例会におきましても、議員から同様のご質問をいただいたところでございますが、法改正後間もないことから、制度の研究を進める旨を答弁いたしましたところでございます。現在、県内におきましては、宮城県が平成22年1月から自動車税を、蔵王町が平成27年4月から普通徴収分でございますが町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税をクレジットカードにより納付できることとしております。クレジットカード納付は、金融機関や役場の窓口に行く手間が省け、パソコンやスマートフォンなどのインターネットにつながる環境があれば、手元に現金がなくとも24時間いつでも自宅から納付できるほか、クレジットカード会社のポイントがためられ、カードによりましては分割払い、ボーナス払い、ポイントでの支払いを利用できるものもございます。

一方、クレジットカードの納付は、クレジットカード会社は利用者にかわって立てかえ払いをするものであることから、支払い手続き後の納税証明発行に期間が必要なこと。納付額とあわせて決済手数料を納付者に負担していただく必要があります。また、導入に当たりましては、電算システムの改修や納付書の変更などが必須となりますことから、一度申し込めば指定口座から継続して引き落としができる口座振替を推奨しておりますが、収納の多様化につきましては、コンビニ収納なども含めて引き続き研究していきたいと考えております。

なお、ふるさと納税につきましては、9月からクレジットカード収納を開始しておりますが、ポータルサイトを經由しての寄附の申し出が多いことから、寄附額の決済までを一度に行えるようサイト運営事業者のオンライン決済提携事業者を指定代理納付者といたしましたもので、収納全般において使えるものではないということをつけ加えさせていただきたいと思っております。以上です。

議 長 （馬場久雄君）
高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

かた焼きせんべいのような歯ごたえのあるご回答をいただきましてありがとうございました。それでも、このようなかたいままですと飲み込むとどっぴみしますので、少しかみくだいてお話をさせていただきたいと思いますとともに、腑に落ちるように落ち着いたご回答を求めたいと思います。

まず、平成19年に質問させていただいてから調査研究を始めて、その後もコンビニ収納など、そのほかにもいろいろな収納の方法というのが現在世の中にはあるんですが、調査研究ということでその都度お答えいただいているんですが、具体的にどういいう調査研究をしているのかということが今回はテーマになるんじゃないかなと思います。それで、指定代理納付者ということが法律で定められて認められるようになったということですが、指定代理納付者というのはどういう立場、どういう方なんでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この制度につきましては、指定代理納付者ということですが、詳しく私もよく存じませんけれども、代理を指定しまして、要するにそこからこの人を通してといいますか、そういうことだと思いたすが。

議 長 （馬場久雄君）
高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

この指定代理納付者というのは、第三者が納税義務者にかわって立てかえ払いをするということのようです。要するに、私が本来納付しなきゃいけないものを立てかえて第三者が公共団体に支払うということのようでもあります。ですから、債務関係は、

私にとっては代わりに立てかえてくれた人との間でのその時点では債権債務の関係になって、要するに、町との間に私が直接債権が残っているというような、納税がされていないということにはならないという間柄ということのようであります。ですから、最後のほうに書かれてありますけれども、ふるさと納税についてはご説明いただいたとおり、昨年4月から始められて、早速9月からは指定代理者となる方から納税、寄附をいただいているという状況が既にもう大和町には起きているわけであります。一方で、その他の料とか税に対してそういうことができていないということは、そこに何か違いがあるのでしょうか。あるいは経費的なものとして具体的にどのようなものがどれだけそこにはあるのかということをお尋ねしたい。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

このふるさと納税につきましては、ここに付け加えさせていただきましたのは、これは通常の納税では使えないということ。通常といいますか徴収について。ということで一応載せていただいたところでございます。

それから、この問題というものにつきましては、クレジット会社はそのとおり大きな課題というものが、多少の費用の問題も出てきますけれども、ありますが、ものについては、電算のソフトのそういったものについてはありますけれども、クレジット会社、コンビニにつきましても、そういったものについては当初の費用、ソフトの変換とかについてはかかりますけれども、それ以外。あとは手数料の問題とか、費用対効果、その問題ということに思います。

議 長 （馬場久雄君）
高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

今のお答えのもちょっと私としてはよくわからない点がある。ふるさと納税についてはこれはできるんだけど、一般納税あるいは使用料等には対応していないんだという話なんですけど、何かそこに違いがあるんですか。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
ふるさと納税との違いは、こちらから賦課をお願いする立場のものと、ふるさと納税の場合は納める方が自分で納めたいんだよということの違いということでございます。

議 長 (馬場久雄君)
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)
それは答えにはなっていないと思います。あくまでも納税は払わなければいけないもの。ふるさと納税は寄附金という捉え方をされていて、部分的には返礼品がもらいたいから寄附するんだというとらわれ方ですけども、公金収納の手法としてのクレジットカードを利用するという意味では、ふるさと納税であれ通常の税金であれ、これは変わらないんです。言ってみれば、これは登録さえすれば一般の税も料もふるさと納税も、先ほど言った代理収納者がその項目としてふるさと納税をやりますよ、次は軽自動車税をやりますよという町からの依頼があれば、その項目ごとに登録をしてできるようになるんですが。そういうことはご承知の上でお答えいただいたのでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
済みません。私はそういうことではなくて、今申し上げたとおり、ふるさと納税についてはそういうことで、ふるさと納税のシステム、やり方とはまた別ものと認識しておりましたので。

議 長 (馬場久雄君)
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

これは、再度それではお調べいただきたいんですが、このクレジットカードの公金収納のシステムという基本的なものについては、その契約する支払い代理者に公共団体側がこのことについてはクレジットカードの収納もしてくださいという項目の一つです。要するに、ふるさと納税という項目、次に軽自動車税という項目、次に学校給食という項目。その項目を登録して、諸般の手続、あるいは費用を負担すれば、それは全部同じなんです。できるんです。ですから、何を申し上げたいかという、要するに、検討、研究というものが、現実の中では進んでいないということを示しているのではないかと申し上げたいんです。

あわせて、これも例えてしまうからあれなんですけれども、それと比較するつもりはないんですけれども、この答弁書の中にもあるように、ふるさと納税の場合は、それまでのクレジットカードを使わない支払いについて行ってきた4月から9月の間。そして9月以降について。ここには、要するにニーズがあると。払うほうの側として、クレジットカードを利用したいというニーズがあるということでは始めたんだということをおっしゃっていますけれども、ここまでクレジットカードを利用したらいいんじゃないですかと申し上げてから、ニーズ、納税をしたいという人からクレジットカードを利用したいというニーズの調査だとか、そういったことをやったことがあるんでしょうか。そういうことをされないで、時期尚早だとか、ほかの自治体ではやらないからだとか、そういうことではここでいろいろな議論をさせていただくことが全く意味をなさないと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

その需要といいますか、そういった具体の調査とかはやっておりません。おっしゃるとおりでございます。

議 長 (馬場久雄君)

高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

これは、一般的にこのことについて収納代理者が調査した数字ですけれども、税に対するクレジットカード決済が可能であれば利用したいですかという問いかけに対して、全体の65%が「あれば使いたい」から「ぜひ使いたい」まで含めると、そういう大きな数字があります。また、要は、税金の収納対策というものを一方では大変苦勞されるわけですね。そういった中で、このクレジットカードがその収納の一助という大きな力になれば、これは多少の手数料がかかっても全体としてのメリットが出てくるということもありますし、また、先ほど言ったランニングコストの中に、これを使うことによって使用料が納税者にかかるというお話ですけれども、これもさまざま、全く利用者に振り向けることもありますし、自治体側も収納事務の権限ということも含めて多少負担もできるということもありますし、100%自治体でその費用も負担しますからどうぞこれを使ってくださいということもできるんです。ですから、そういう相対的な税の収納ということでの利用者からのメリット、デメリット。収納者からのメリット、デメリットといったものをぜひ具体的に検討されないと、これは何ほ言っても、いつになってもこれは導入されないんです。どうお感じになりますか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

具体的な調査というか、そういったものを調べるということが大切なことだと思っております。それによって、費用対効果というものが出てくると思いますし、地域性とかそういったこともあるとおもいますので、クレジット等につきましても、今かなり高いパーセントでお話しでございますが、私はちょっと低い話でも聞いていることはありますので、そういったことの整合性、調査は大事だと思います。

議 長 (馬場久雄君)

高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

特にクレジットカードの利用者の内容を分析しますと、納期内完納というか、最終日の夜の収納というのが結構多いんだそうです。それは何かというと、税金ですから

余計な手数料や延滞金だとかがかかるといふことで、ぎりぎりのタイミングでクレジットカードで夜に自宅のパソコンを駆使して納税すると。しかし、その操作をした段階で本人の金は動いていないわけです。しかし、行政、町には納付されたとなるわけです。町にとっては全く問題なく収納したと。利用者そのものは実際にはその後、例えば一括払いなのか、分割払いなのか、リボルビング払いなのか、ボーナス払いなのか、それはその人のクレジットカードの会社との支払いの方法を自由に決めるといふことで、全く町の納税とは関係のないところでその後実行するといふことなわけなんです。ですから、収納を担当する税務課としても、それはさまざまな徴税のための努力を、言ってみれば一部軽減できるということにもなります。

今お話があったように、情報としてはそんなに利用者がいないんじゃないかといふ情報も聞いたといふお話ですけども、そういう話で終わるんじゃないかと、実際に、さっき言った収納業務だとかそういったものにどれだけの効果があるのかないのかだとか、早速具体的に調べていただきたいと思いますが、どうですか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この件につきましては、前からよりご質問いただいております、町でも研究するといふ話を申し上げておりました。どうも私の指示が悪くて、なかなかそこがうまく伝わってなかった部分がございます。今後ちゃんと指示をしてまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

最後にもう一点だけお話しさせていただきます。

これは、ふるさと納税を公金収納システムを使ってクレジットカードが使えるようにした時点で、もうコストが発生しているわけです。要するに、その設定をクレジット会社と契約を結んで、収納代理者としてその会社が大和町と契約をもう結んでいるんです。その段階でインシャルコストはもう既に払ってあるんです。先ほど前段で申し上げたように、あとは項目を加えるたびに1件当たり3万円という項目をふやすた

めのコストを加えるだけ。あとは、ランニングも当然考えられるでしょう。あと、先ほど言った利用料の設定についても、これは納税者と町の案分の仕方。0、100なのか50、50なのか、30、70なのか、そういった検討。そういったことを突き詰めていくと、これにたいするイニシャルコストの一定額はもう既に払ってあるんです。もう使えるんです。ですから、そう大きなコストを改めて投下しなければいけないという状況ではありません。ですから、大きな壁はもう既に超えているという状況だと思います。

先ほど言ったように、クレジットカードそのもの、あるいは自動引き落としとかそういう観点ではなくて、多様化という意味では相当大きな世の中の変化に基づいてさまざまな形態が出てきております。ご承知のように、銀行と自宅のパソコンをつないで銀行口座のやりとりも自宅でできるというような、ホームバンキングというものも中小の商業者とか企業でも実際に行っております。ですから、多様化ということについて、もう一度、本当に今の時点でできないものなのかどうか詰めていただきたい。あえて申し上げるようになりますが、ものの考え方にさまざまな価値観、多様性があるとよくおっしゃいますよね。ですから、これだけということではなくて、多様な考え方を、やっぱり普段おっしゃっているとおり、このことについてももう一度ご検討いただきたいと思いますが、お答えをいただきます。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほども申しましたが、ふるさと納税の件の確認をさせていただきたい。私の認識が全く違っているかもしれません。また、きちんと指示をしてやってまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

高平議員、2件目に入りますか。

2件目に入る前にここで暫時休憩したいと思います。休憩の時間は10分間といたします。

午後 3時15分 休 憩

午後 3時24分 再開

議長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

14番高平聡雄君。

14番 (高平聡雄君)

水道料だとか、大和町が使っている基本的な公金収納、今している分、施設利用料だとか給食費だとか、そういったことも含めて全て該当しますので、なお調査をお願いします。

それでは、たび重なる大災害への対応についてということでお尋ねします。

東日本大震災、蔵王山の火山性微動、関東・東北豪雨など、地殻変動や異常気象などの自然災害の頻度が高まっております。発災時の混乱を最小限に抑える備えは、これまでの経験を基礎に上積みされているのだろうかということで、ほかの自治体、地域の対策を見ると、災害対策本部指揮所の整備、災害対策本部の運用訓練、各地避難所運営に地域リーダーを配置することが中でも大事と唱えております。日常の行政事務に加え被災時の業務が加わる非常事態では、職員の能力を最大限活用せねばならず、現場投入による人員不足は極力避けなければならないと考えます。

減災に向けた対策として、現状を鑑み、役場東側にある庁舎拡張予定地を活用した防災対策庁舎建設、地域避難訓練の抜本的な見直しによる地域人材の育成を優先政策として取り組む必要があるのではないかとということでお尋ねします。

議長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、ただいまの質問でございますが、我が国は、その位置、地形、気象等の自然条件から、地震、台風、豪雨、火山噴火等による災害が発生しやすい国土となっており、毎年自然災害により多くの尊い人命や財産が失われている世界有数の災害発生国でございます。

本町においては、平成23年3月の東日本大震災、昨年9月の関東・東北豪雨によりまして甚大な被害を受けましたが、災害の対応、形態はさまざまであり、一つとして同じ災害はないといっても過言ではありません。災害による被害の軽減は、行政による災害対策活動向上のみによって実現するものではなく、災害発生初期の段階においてお互いを助け合うことができるのは、隣近所の住民同士等によります自主防災組織や地域コミュニティーの自助・共助と行政による公助が一体となり効果を上げるものと考えております。

自助・共助の観点から、災害対策を行うことのできる地域、人材の育成の取り組みとしまして、宮城県では、平成21年4月に震災対策を推進するための震災対策推進条例が施行され、地域における震災対策における活動の中心的な役割を担う方を要請するため、宮城県防災指導員養成講習会が毎年開催され、これまでに各地区の行政区長、自主防災組織役員、消防団員、夫人防火クラブ員など約180名が受講され、宮城県知事から防災指導員として認定されており、地域における防災・減災対策の推進に大いに期待されるものであります。

町の地域防災訓練は、大地震の災害発生時において、町、防災関係機関、各種団体及び地域住民が一体となって迅速かつ的確な災害応急活動ができるよう、互助の協力体制の確立を図るとともに、あわせて地域住民の自主防災組織の高揚と防災技術の習得を図ることを目的としまして、町内5地区を毎年持ち回りで実施しております。発災直後の防災活動において、自助・共助は地域の防災力の大きな役割を果たすことから、自主防災組織における地域リーダーとしてのあり方を検証し、訓練内容の見直しを含めた検討を重ねてまいりたいと考えております。

また、役場東側への防災対策庁舎の建設についてであります。役場庁舎は平成22年5月に現在の場所に移転しましたが、これまでに東日本大震災や関東・東北豪雨などの災害時に災害対策本部を設置し、指揮所として2階町議室を使用し、被害情報の収集や応急対策等の対応に当たってまいりましたので、当面は現状において災害時の対応に努めてまいりたいと考えております。以上です。

議 長 (馬場久雄君)
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

ちょっと振り返った質問になりますけれども、東日本大震災、それから昨年の関

東・東北豪雨、この時点での災害対策本部。これを具体的に場所として役場のどの位置にどういうメンバーでおつくりになられたのか。概要で結構ですから。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
災害対策本部といたしましては、総務課の北側の庁議室を対策本部室としてやっております。メンバーといたしましては、対策本部になれば私が本部長でございますが、副本部長、消防団の団長、副町長、教育長、あとは基本的には課長等、そういったメンバーでやっております。

議 長 （馬場久雄君）
高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）
それで、災害の規模が大きかった両災害では、町だけじゃなくて、県ないしは国だとか、あるいはその他の機関から派遣された方もいらっしまったと思うんですが、その方々の執務は当時どこでおやりになったんでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
執務ということになりますけれども、特別この場所というあれではないのですけれども、基本的に総務課のフロア、あるいは庁議室で執務といたしますか、一緒に協議をしておりました。

議 長 （馬場久雄君）
高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

その発災に際して、例えば職員の方々が災害に対するさまざまな出動がかかって、さまざまな情報が各課に上がったり対策本部に直接来たり。被災者からも当然連絡があったでしょうし、あるいはマスコミが来たのかどうか。そういったことも含めて、当然情報が急に多くなって一気に押し寄せるといった状況だったと思うんですが、それを受けたのはどこで誰が受けられたのですか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

さまざまな問い合わせとか、いろいろありましたけれども、基本的には総務課危機対策室が基本になっております。あと、施設によっては、例えば産業振興関係であればそちらということもありましたけれども、基本的には集約は総務課というか、危機対策が中心となってやっております。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

そこで、単純に想像すると、言ってみれば深い情報から、あるいは優先順位からしてすごく高度なものから2番目、3番目というさまざまな情報を混乱の中で受ける中で、それを取捨選択したり、あるいは的確に対策本部に情報として整理された中で、今言った対策本部としてリアルタイムで共有できていたんだろうかと。できないということはもちろん言えないとは思いますが、リアルタイムで整理された情報に接していた環境だったのかということ考えるんですが、万全だったでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ああいう状況でしたので、3. 11と9. 11はまた違う状況ですが、リアルタイムで全てみんな共有できたかということ、そうではないところも現実的にはあったと思

っております。ただ、本部というものがあそこにあるということでございますので、そこに情報が集約されてきて、その中で今言われたとおり取捨選択がなされてきまして、全てが共有できたかというとしてそういうことはないと思いますけれども、ああいった中では必要最低限の対応はできたと思っております。

議長（馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番（高平聡雄君）

今の一連の質問とお答えをいただいたのが今回の私が申し上げたいことの原点にあるものでして、ここでは先ほどの答えの中で、対策本部はどこに置かれたんですかと言ったら、庁議室に置かれた、総務課の後ろの部屋だよというお話ですが、答弁書の中では指揮所をここに置いたとあるんです。災害対策本部と指揮所、指揮室、あるいは指揮センターというんですか、そういったものは、私は今回別物だということで申し上げていることなんです。ですから、さまざまな情報を集めて、それが対策本部で集まったものを分析して、それに対する対策を検討して、リアルタイムで関係機関も含めてそこで情報共有をして、例えば画面に災害の現場からの映像が流れてだとか、指揮台の中央にはその現場をあらわす地図があって、さまざまな情報が各部署から上がってくるものが全てそこに統合されるだとか、そういうことが必要なのではないかと。ですから、先ほどの危機対策の場所だとか、総務課だとか、そういったものは当然優先して災害対策には当たらなければならないんだけど、通常の業務も抱えるわけなんです。あるいは先ほど言ったように、関係機関だとか対外的な対応だとかということも含めると、雑踏の中でさまざまなものが次から次へとめぐってきて、実際の指揮に大きな影響を与えているのではないかと感じるわけなんです。

地震と洪水は元々中身が全く違うのでその対応も違うというお話をいただきましたが、そのほかにもさまざまな、テロまで含めると何でもありというか、そういう中で、それも複合的な発生ということも想定した中だと、もう相当な混乱の中でさまざまなことを処理していかなければならないということがありますから、災害対策本部ではなくて、その指揮所、要するに最終的な方向性を検討したり情報を把握したり決断したりというものをを行う場所を今の庁舎の中で確保するというのはもう困難だという観点から、普段開かずの間になるということも想定した上で災害対策庁舎というものの施設の中の一角に、そういう集中指揮センターを設置すべきではないかと考えていま

すが、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現在、いわゆる指揮所という言い方をされていますけれども、今の状況で対策本部と指揮所が一緒の状況だと思っております。確かに、図面を広げるとか、あるいは画面、リアルタイムでというものもあればいいというのか。今の段階ではそこまではないという状況ですし、どうなのでしょう、別れてしまうということについて、分散するというのもあるのではないかなと。これは今ちょっと思っただけの話なので、深くはない話ですけども。そういったことがあれば……本来そういったものがあるべきとすれば、庁舎を建てた段階で本来はそこまで見越してやるということが必要であったのかもしれませんが。現状そういったことがなく、指揮所イコール災害対策本部イコール庁議室ということになっておりますが、そこで震災のときにつきましても皆さんご承知のとおりあそこが指揮所で最終判断をみんなでやったわけですが、そういった状況ですので、将来的にそういったものが必要になってくるのか、そういったところはいろいろ考えていかなければいけないと思っておりますが、現状では今ある中で対応と考えております。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

現場に直結している部分と判断をする部分が一緒の場所にあったほうがいいんじゃないかというこれまでの現状を踏まえてのお話ですが、それは私としては違うと。ひょっとしたら混乱の中での、情報共有も十分でない中での判断にもつながるのではないかと。ですから、一旦集約したものを別室で、これは町長と何回も議論しましたけれども、今はシステムがいっぱいあるんです。GISだとか。要するに地図情報をリアルタイムでさまざまな情報をそこに重ねて行って目で見て判断できるというシステムもあるし。一旦それに踏み込もうとして引いちゃったんですね。ですから、そういったことも踏まえて、今後についてはいろいろな対策を打っていただいて、災害は起

きづらくなっているとはいうものの、やっぱり起きることを前提とした備えだけはしなければならぬということでもあります。

それから、箱の話をしませけれども、この庁舎を建てる時に、あえて東側に空き地をあのおり置いたわけです。それは、町の発展、あるいは職員の増加、あるいはその他の今言ったこれまで考えつかなかったことも踏まえて、そういったものに対して対応できるようにということであの場所を確保していたと私は認識しているわけなんです、どうなんでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

初めから何をつくろうというのではなく、この庁舎を立てた段階で必要な面積の確保ということで今の建物になりました。あれから6年なんです、あの段階での必要なものの庁舎としてこれがあるということです。結果としてあそこが残っているとなっております。足りなくなれば、そういった利用はいろんな方法で、防災等に限らず、そういった形で利用する土地ではあると思っております。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

十分な器も含めて、指揮所の機能について、それこそ今回を契機に改めて庁舎内で議論いただいて。もう一つ、この間の災害のときに、本部長以下多くの幹部職員の方は、寝ずに何日か24時間で多分庁舎で激務をなされていたんだろうと思うんです。そういう方々とそうでない方々が混在する中で、先ほど言ったように、さまざまなものを共有していることが必ずしもいいとは言えない部分もあるわけです。ご苦労されている割には意識の違いだとかも逆にある場合もあるのではないかと思いますし、指揮所の関連施設として危機のときに町の中核機能を麻痺させないための最低限の食事のとれるだとか、仮眠がとれるだとか、あるいは風呂は別としても体を拭くスペースがあるだとか、そういうことがあれば疲れの一端を癒すことも可能になるのではないかと感じます。ですから、この機会に一度有効活用を含めて災害対策、この

時期ですから、検討できるということもあると思いますので、ぜひ検討してもらいたいということが一つ。

それから、ちょっと話題が変わりますけれども、先ほど質問させていただいた中に、災害対策本部の運営訓練が、私が知る限りは最近話されていないのではないかなと思うんです。災害が訓練ではなくて現実で起きているので、訓練以上のことをやっているんだということもあるかもしれないですが、本来、これについては、何度も申し上げますけれども、役場庁舎がもうメルトダウンしてしまったんでは、これはどうにもならないということですから、このことについて、これまではしていないと思いますが、今後どういうふうな考えを持っていらっしゃるのか、前段とあわせてお尋ねします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

指揮所を含めての災害時の建物についての検討ということについて、いろいろご心配をいただきましてありがとうございます。我々もさることながら、職員もどちらかというと現場に行ったりしてそういった対応をしておりますので、仮眠とかそういった部分について何とかという思いはございますが、なお建物ということになりますといろいろありますし、現在の場所でのうなのかということも含め、そういったときの対応について、この庁舎内でできないのかといったことについても再度検討してみたいと思います。

それから、机上の訓練はたしかやっております。おっしゃるとおり、年に一遍ぐらいつは立ち上がっているところもありますが、それはそれとしまして、やっぱりそういった流れをきちんと整理した中での訓練。この間もほかに質問もありましたが、訓練等についてちょっとまだ足りない部分がありますので、含めて考えてまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

機材は年々高度化、最新鋭のものはきのうとしては相当能力の高いものがそろっておりますが、それを操る災害対策本部なり指揮所については、マンパワーで最終判断と次々としていかなければならないということでもありますので、今申された、当然役場の職員の方々も含めて、災害の中でも最低限の組織力を持続できるような環境整備。それとあわせて、現在の建物を見て、決して余裕のある場所なんていうのはないわけで、住民の数もふえているし、逆に言うとこれでいいのかという形で各部署が現在の施設を活用しているということも見受けられます。ぜひ、一部分はそういう形で使うにしても、本来はきょう申し上げたいことはいっぱいあるんだけど、さまざまな利用をする要素というのは、新たな器があると、町の機能として今分散していることの集約も含めて、さまざま使える範囲があると思います。あえて申さなくても議論していただければ、仮にそういうことをやった場合にどういうものがこの建物でどうなるんだというのは想定できると思いますので、そういったことも含めて検討を求めたいと思います。

それから、本部の訓練については行うということですから、ぜひしっかりと積み上げを求めたいと思いますし、あとは、各地区でやっている避難訓練。年1回やっている各地区での総合訓練を否定するものでは全くありません。ただし、その中身だとか、あるいはそれと別に何回か大災害のときに避難所というものができた中で、避難所の安定というか、運営というか、そういったものについて、これはやっぱり避難者の中からそのリーダーが出られて、言ってみればその避難所長みたいなものがさまざまな避難所の中の課題を解決するためのリーダーシップを発揮するということが肝要なのではないかと。そのお手伝いとして町の職員がそのサイドに立って行政的なアフターをすることがベストだと思います。ですので、極端に言うと、被災者の方が避難所に来るわけで、被災なされたか今後被災者になり得るような方々が避難してくるわけですから、そういった経験をお持ちの方から、避難所の運営リーダーというものを模索するような。ですから、体験報告だとか。何年か前に県北の地震があったときに、何年か後に耕英地区かなんかの被災者の方がまほろばホールで講演をされた記憶がありますが、実体験ですから、何ものにも増す説得力がありますし、そのときの臨場感というのは伝わってくるものがありました。そういったものを参考にして、現在の自主防災組織だとか地域の組織にかかわらず、避難所運営のリーダー、プロを育成するようなプログラムというものも、避難を受けて間もないうちに育てるような工夫も必要なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

避難所のリーダーということでございます。確かに避難所についてもそういった方が必要だといいますか。例えば体育館を借りた場合に、学校の先生がそういった立場になって大変苦勞されたという話もございます。それぞれの地域でございますので、防災組織の方々とかもおいでだと思いますけれども、また防災指導員にも混ざってもらっていますけれども、多くの方々にそういったことを勉強してもらって、そういう機会をつくって認識してもらおうという意味だと思います。この人、あの人、ということではなくて、そういった方々を、そういったものが必要なんだ、こういう役割なんだということを一人一人が認識するというレベルを上げていくということだと思っておりますので。たしかに前、耕英の前区長に来てもらってお話ししてもらったことがありますけれども、地元にもそういったことを経験している方がおいでですので、どういった機会がいいのか、そういったことについても今後いろいろ考えてまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

さまざまな積み重ねの中に、時代に応じた必要な要素を加えていったり、現実的な要素というか、そういったものを経験している中から進化をさせるということは大切なことだと思いますので、避難訓練のあり方、避難所運営のあり方等についても再度検討を求めたいと思います。

あわせて、きのうの議論の中で、自主防災組織の連絡協議会を立ち上げてはどうかという今野信一議員からの提言があったわけですが、一方で、もう100%に近い組織率だということで、実際には運営がなされていないということが報告されておりました。立ち上げるということを計画に書いているということでもありますから、ぜひそれは早急に上げていただきたいのとあわせて、多分それを計画書に盛り込んだ大きな要素の中には、前副町長の千坂副町長が宮黒副町長研修会において、新潟中越地震の発生の後に、小地谷市を副町長研修会の際に訪れて、実際にその自主防災組織の連絡協議

会の会長という方から直々にお話を聞いたということも、町の計画の中に入れる大きな要素になったんじゃないかなと私は思います。そういったことも含めて、その必要性は十分に執行部としても認識されているんだと思います。これまでつくりにつくったけれども実際にはその情報共有がなされていないということはもう言えませんので、どういう形かでその中にはやっぱりリーダーを見つけて、実際の各地区の連携強化を図るということに向けていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

防災組織につきましては、きのうお話がありまして、町としても考えている。ほかの組織率があそこまで上がってきたので、100%はもちろん望みたいところですが、もう一歩進んだほうに進むということは大事なことだと思っておりますので、それは進めてまいりたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

その連絡協議会の会長というのは、もともと市役所職員のOBでして、現職時代は危機対策監を経た方ということで、ですから、ご退職後にリーダーとしてご活躍されたということで私もお話を伺ってなるほどなと思いました。そういう適任者を含めて探していただきながら、ぜひ連携がとれるように求めて私の一般質問を終わります。

議 長 （馬場久雄君）

以上で高平聡雄君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

- 日程第 4 「議案第 8 1 号 大和町選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 5 「議案第 8 2 号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 6 「議案第 8 3 号 大和町の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 7 「議案第 8 4 号 平成 2 8 年度大和町一般会計補正予算」
- 日程第 8 「議案第 8 5 号 平成 2 8 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第 9 「議案第 8 6 号 平成 2 8 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第 1 0 「議案第 8 7 号 平成 2 8 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」
- 日程第 1 1 「議案第 8 8 号 平成 2 8 年度大和町下水道事業特別会計補正予算」
- 日程第 1 2 「議案第 8 9 号 平成 2 8 年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」
- 日程第 1 3 「議案第 9 0 号 平成 2 8 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」
- 日程第 1 4 「議案第 9 1 号 平成 2 8 年度大和町水道事業会計補正予算」
- 日程第 1 5 「議案第 9 2 号 指定管理者の指定について」

議 長 （馬場久雄君）

日程第 3、議案第 80 号 大和町農業委員会の委員及び大和町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例から、日程第 15、議案第 92 号 指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長 （後藤良春君）

それでは、議案書 1 ページをお開き願いたいと思います。あわせまして、条例議案説明資料同じく 1 ページ、あともう一つなんですけれども、大和町定例議会の議案の説明資料、議案第 80 号関係をお開き願いたいと思います。この 80 号資料で説明させて

いただきますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

最初に、議案書1ページでございます。

議案第80号 大和町農業委員会の委員及び大和町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例でございます。

それでは、資料のほうで説明させていただきます。資料1ページをお願ひしたいと思ひます。

1としまして、改正の趣旨でございますが、農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして、農業委員会の委員及び大和町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を制定するとともに、大和町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例を廃止するものであります。

2としまして、改正の概要として(1)は定数でございますので、箱の表の中で説明させていただきます。

農業委員、現在の委員数が16名ございまして、公選で10名、団体推選3名、議会からの推選が3名でございます。改正後は農業委員10名。これは3ページで改めて説明させていただきます。最適化推進委員が14名。これも後の6ページで説明させていただきます。

次、(2)なんですけれども、大和町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の廃止ございまして、これにつきましては、農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例を廃止するものでございます。

3としまして、施行の予定日でございますが、平成28年4月1日に在任する大和町農業委員会の委員の任期満了の日の翌日ということになっております。

2ページをお開き願ひたいと思ひます。

2ページの最初に趣旨とありますが、ここは同じもので割愛させていただきます、2番目の農業委員等に関する法律改正の全体像でございます。

左側の農業委員会でございますが、農業委員会業務の重点化ということで、農業委員会の業務の重点は、農地利用の最適化の推進であることを明確化するものでございます。次に、農業委員の選出方法の変更ということで、大和町の町村議会の同意を要件とする市町村長の任命権に変更するものでございます。次に、農地利用最適化推進委員の新設を行うものでございます。

右の表になりますけれども、都道府県農業会議、全国農業会議所のことなんですけれども、これに関しましては一般社団法人に移行するものでございます。

下に行きまして、改正のないようでございますが、農業委員会の業務の重点化とい

うことで、農地の利用の最適化（担い手の農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進が、任意業務から必須業務に位置づけられたものでございます。

次のページをお願いしたいと思います。

農業委員の選出方法の変更でございます。

市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命権に一本化するものでございます。過半を原則として認定農業者とするものでございます。農業者以外にも中立な立場で公正な判断をすることができる者1名以上を入れるということです。女性、青年も積極的に登用するものでございます。農業委員の定数は委員会を機動的に開催できるよう、現行の半分程度にするということでございます。ここが先ほどの人数になるところでございます。

次、3としまして、農地利用最適化推進委員の新設でございます。

現場活動を積極的に行うために、主に合議体としての意見決定を行う農業委員とは別に、農地利用最適化推進委員を新設するものでございます。農業委員と推進委員は密接に連携するものでございます。担い手の農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を行うものでございます。推進委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定めるものでございまして、6ページでまた説明させていただきたいと思います。

次に、農業委員会と最適化推進委員の選任のイメージでございますが、左側、農業委員のほうでございますが、町長が推薦、公募の情報を整理、公表いたしまして、候補者は評価委員会で審議し町長に報告。町長は議会の同意を得まして任命して農業委員と。右側に行きまして、農地利用最適化推進委員でございますが、農業委員会が推薦、公募の情報を整理、公表いたしまして、農業委員会で選考いたしまして、農業委員会で委嘱しまして、最適化推進委員となるものでございます。

次に、4ページをお開き願いたいと思います。

4と5を割愛させていただきまして、6番の委員の任期でございますが、農業委員の任期は3年とするものでございます。2番としまして、農地利用最適化推進委員の任期は委員の任期満了の日まで在任するというものでございます。

次の5ページに移らせていただきたいと思います。

これはスケジュールでございますが、きょう説明しまして、6月に議会に提案いたしまして、農業委員のほうは議会に提案いたしまして、推進委員のほうは農業委員会の総会でかけたいと思っております、7月20日に各々任命と委嘱をする予定になっ

ております。

次のページをお開き願いたいと思います。

それでは、農地利用最適化推進委員の定数及び報酬額の案についてでございますが、最適化推進委員の定数でございますが、14名ということで、これに関しましては第8条で農業委員会の推進委員の定数の基準ということで、法第18条第2項の政令で定める定数の基準は、農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を百で除して得た数ということになっていまして、大和町の農地は2,291.94ヘクタールであることから、百で除して得た数は21.9。これを切り上げまして22を上限とするものでございます。そして、現在農業委員会区域担当制で調査を行っていることもありますので、旧来の地区単位で委員を委嘱することとし、各地区3名とするものでございます。ただし、吉岡地区につきましては、農地面積が他より少ないことにより2名とするものでございます。

次に、2番の報酬でございますが、報酬につきましては28万3,200円と考えております。農業委員も農地利用最適化推進委員も制度上の身分は同じ非常勤特別職でございまして地方公務員でございます。農業委員と同様に選出方法も地域から推薦等を受けて選ばれたものでありますので、農地等の利用の最適化の推進等の業務が必須業務となっておりまして、同党の立場で一体的に担っていくものでございます。農地利用最適化推進委員の活動は、農地のパトロール等の現場活動や定例総会への出席など、月4回を想定しておりまして、このことによりまして28万3,200円とするものでございます。考え方としまして、日額の町で決めております5,900円に4回を掛けた額を12カ月分で28万3,200円とするものでございます。

それでは、議案書1ページにお戻り願いたいと思います。

それでは、1条は先ほど言いましたので割愛させていただきまして、第2条農業委員会の委員の定数は10名とするものです。

第3条農地利用最適化推進委員の定数でございますが14名とするものでございます。

附則としまして、施行期日、1 この条例は平成28年4月1日在任する大和町農業委員会の委員の任期満了の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行するものでございます。

2 としまして、準備行為。この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができるものでございます。

3 としまして、大和町農業委員会の委員の選挙による委員の定数に関する条例の廃止をするものでございます。

次に、大和町特別職の職員の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございまして、2ページを見ていただきたいと思います。表でございまして、会長が前は24万5,000円を改正後は38万9,400円。会長代理を20万5,000円から31万1,500円。委員を19万6,000円から28万3,200円。新設されました農地利用最適化推進委員を同じく28万3,200円とするものであります。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

総務課長櫻井和彦君。

総務課長（櫻井和彦君）

それでは、議案書3ページをお願い申し上げます。

議案第81号 大和町選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

あわせて、条例議案説明資料議案第81号から83号関係をごらんいただきたいと思います。

大和町選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の一部改正につきましては、今議案80号で説明のございました農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして、農業委員の選出方法が公選制から町長の選任制に変更されたことによる字句の削除及び公職選挙法の一部改正によりまして、共通投票所制度が創設されたことによる字句を追加するものでございます。

説明資料の2ページをごらんいただきたいと思います。

新旧対照表でご説明させていただきます。

第2条第1項中、農業委員会の委員を削るものでございます。

第2項につきましては、共通投票所の投票管理者および共通投票所の投票立会人を追加するものでございます。

第3条第1項選挙長等に対する報酬額の表に共通投票所の投票管理者、選挙又は投票1回につき1万2,600円及び共通投票所の投票立会人、選挙又は投票1回につき1万700円を追加するものでございます。

第2項につきましては、共通投票所の投票立会人を追加するものでございます。

3ページをお願いいたします。

第5条でございます。費用弁償でございますが、同条例第19条第2項から同条例第

19条に改めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻りいただきまして3ページをお願いいたします。

附則でございます。この条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書4ページをお願い申し上げます。

あわせて、同じく説明資料をごらんいただきたいと思います。

議案第82号大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例を次のように改正するものでございます。

今回の一部改正につきましては、平成28年8月の人事院勧告に準じまして、期末手当の支給月数を改正するものでございます。

新旧対照表でご説明させていただきます。新旧対照表4ページをお願い申し上げます。

第1条関係でございます。

第3条第4項中12月に支給する場合には、100分の165を100分の175に改めるものであります。

説明資料5ページをお願い申し上げます。

第3条第4項中6月に支給する場合には、100分の150を100分の155に、12月に支給する場合には、100分の175を100分の170に改めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書4ページにお戻り願います。

附則でございます。施行期日等でございます。第1項この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定につきましては、平成29年4月1日から施行するものでございます。

第2項につきましては、改正後の規定は平成28年12月1日から適用するものでございます。

第3項につきましては、改正前に支給された給与は改正後の条例の規定による給与の内払とみなすものでございます。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

では、引き続きまして、議案書5ページをお願い申し上げます。

あわせて、説明資料につきましては6ページをお願い申し上げたいと思います。

議案第83号大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

平成28年8月の人事院勧告に準じまして、平均400円程度の給与引き上げ、勤勉手

当の支給月数を0.1カ月分加算するもの及び段階的に配偶者扶養手当を減額いたしまして、子供に増額しようとするものでございます。

説明資料6ページでございますが、新旧対照表で説明させていただきます。

第1条関係でございます。

第23条第2項勤勉手当につきましては、掲げる額を定める額に改めまして、第1号中100分の80を100分の90に、第2号中100分の37.5を100分の42.5に改めるものでございます。

7ページから11ページにつきましては、別表第1、こちらは行政職の給料表でございますが、改めるものでございます。

資料の12ページにお進みいただきたいと思っております。

第2条関係でございます。

第10条扶養手当でございますが、第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に「満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫」を加え第3号とするものでございます。

第3項につきましては、扶養手当の月額の前項第1項及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,000円、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき1万円とすると改めるものでございます。

第11条第1項から第3項につきましては、第1項中「一に該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨も含む。）を削るほか、所要の改正を行うものでございます。

説明資料14ページをお願い申し上げます。

第23条第2項第1号中100分の90を100分の85に改め、同項第2号中100分の42.5を100分の40に改めるものでございます。

議案書にお戻り願います。11ページをお願い申し上げます。

附則でございます。施行期日等でございます。第1項でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条及び附則第4項の規定につきましては平成29年4月1日から施行するものでございます。

第2項でございます。改正後の規定につきましては平成28年4月1日から適用するものでございます。

第3項につきましては、改正前に支給された給与は改正後の条例の規定による給与

の内払とみなすものでございます。

第4項につきましては、平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例でございます。平成30年度からの急激な減額を緩和するため、平成29年度においては経過措置により段階的に扶養手当額を改正するものとなっておりますのでございます。以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

暫時休憩します。休憩の時間は10分間とします。

午後 4時22分 休 憩

午後 4時31分 再 開

議 長 （馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

会議時間の延長についてお諮りします。

本日の会議時間は、時間の都合により午後5時を過ぎても時間を延長して会議を継続したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、時間を延長することに決定しました。

財政課長高崎一郎君。

財政課長 （高崎一郎君）

それでは、議案書13ページをお願ひ申し上げます。

あわせまして、事項別明細書第5号ということで別冊の資料もござひますので、そちらもあわせてご準備をお願ひいたします。

議案書13ページでござひます。

議案第84号 平成28年度大和町一般会計補正予算（第5号）でござひます。

第1条につきましては歳入歳出予算の補正でござひます。歳入歳出それぞれ3億4,602万6,000万円を追加いたしまして、予算額を118億9,866万9,000円とするものでござひます。

予算補正の款項の区分につきましては、14ページ、15ページの「第1表」によるも

のでございます。

第2条につきましては、債務負担行為の追加及び変更でございます。

第3条は地方債の補正でありまして、地方債を減額いたすものでございます。

それでは、議案書17ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為の補正追加であります。

これにつきましては、平成29年4月1日から調達行為や委託業務等が開始される事項等につきまして、平成28年度中に発注調達行為を行うために、債務負担行為のご承認をお願いするものでございます。事項と期間、限度額でございますが、期間については省略させていただきたいと思っております。

初めに、情報セキュリティ対策導入賃貸借9,030万円であります。続きまして、大和町南部コミュニティセンター施設維持管理業務4,074万1,000円であります。町民バス運行業務4,200万円あります。デマンドタクシー運行業務8,100万円あります。水田台帳システム借上125万円あります。吉岡児童館放課後児童クラブ時間延長対応業務91万円あります。よしおか放課後児童クラブ時間延長対応業務91万円あります。大和町立小学用務員業務8,015万円あります。大和町立中学校用務員業務1,674万円あります。大和町教育ふれあいセンター用務員業務2,510万円あります。小中学校標準学力調査業務584万円あります。外国語指導助手招致事業2,204万円あります。

18ページであります。

小学生の定期健康診断（循環器等）業務であります。128万円あります。同じく中学生の定期健康診断（循環器等）業務126万円あります。まほろばホール総合管理等業務（電気、機械設備運転等）が1億530万円あります。まほろばホール舞台機構等操作業務4,532万8,000円あります。以上16件の追加でございます。

続きまして、19ページをお願い申し上げます。

こちらは第3表地方債補正追加であります。

臨時財政対策債の補正であります。今年度の借り入れ上限額が2億4,303万円と決定になりましたことから、限度額同じく2億4,303万円に減ずるものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

それでは、別冊の事項別明細書3ページをお願い申し上げます。

初めに、歳入でございます。

第1款町税第1項町民税1目個人につきましては、歳出の見合いによる追加でございます。1節現年課税分1億円を見込むものであります。

第11款地方交付税第1項地方交付税1目地方交付税1節地方交付税につきましては、普通交付税が7億2,936万9,000円と決定になったことから、当初予算措置額との差額3億7,063万1,000円を減額するものでございます。

15款国庫支出金第1項国庫負担金1目民生費国庫負担金につきましては、障害者自立支援給付費といたしまして2分の1相当額、2節障害者援護負担金2,937万円を見込むものであります。

4節児童福祉費負担金は、未熟児養育医療費といたしまして85万1,000円を見込むものであります。

5節老人福祉費負担金は低所得者保険料軽減負担金といたしまして157万1,000円を見込むものであります。

2目教育費国庫負担金1節中学校費負担金1,680万9,000円につきましては、宮床中学校大規模改造事業につきまして、平成28年度分、平成29年度分合わせましての内定通知がありましたことから追加を見込むものであります。

第2項国庫補助金2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金は子ども子育て事業の実績の意味合いで、111万円を減額するものであります。

3節臨時福祉給付金給付事業補助金6,600万円は、所得の低い方々に対しまして、軽減税率を導入するまでの間、暫定的臨時的措置としまして交付いたします臨時福祉給付金にかかります事業費補助金であります。

4節臨時福祉給付金給付事務費補助金676万7,000円は福祉給付金の支給に関する事務に対する補助金であります。

4ページをお願いいたします。

16款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金2節障害者援護費負担金1,468万5,000円につきましては、国庫負担金同様に障害者援護費の県費負担分の4分の1相当額であります。4節児童福祉費負担金42万6,000円は同様に未熟児養育医療費に係る県費負担分を追加し、6節老人福祉費負担金78万5,000円は低所得者保険料軽減にかかります県費負担金を追加するものであります。

同じく2項県補助金であります。

2目民生費県補助金につきましては、3節児童福祉費補助金につきましては、歳出見込みにより子ども子育て事業費を111万円減額し、少子化対策支援市町村交付金を67万6,000円追加するものでございます。

4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金につきましては、経営所得安定対策等推進事業費の確定により96万4,000円を減額し、農地集積・集約化対策事業費に対し

ます地域集積協力金216万9,000円を追加するものであります。

6目市町村振興総合補助金1節市町村振興総合補助金につきましては、充当しておりました低年齢児保育施設助成事業につきまして、事業の廃止に伴い62万1,000円を減額するものであります。

同じく3項県委託金3目教育費委託金の3節社会教育費委託金につきましては、地域学校協働活動推進につきまして国から表彰を受けることとなり、かかる経費に相当する委託金5万円を追加するものであります。

19款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金、同じく財政調整基金繰入金は4億1,460万8,000円を、同じく6目学校校舎建設基金繰入金1節学校校舎建設基金繰入金は1億2,000万円をそれぞれ歳出の見合いにより基金を取り崩して繰り入れするものであります。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金1節繰越金につきましては、平成27年度からの繰越金で、留保しておりました残金1億80万2,000円を歳出の見合いで計上するものでございます。

5ページをお願いいたします。

21款諸収入5項雑入3目雑入1節雑入につきましては、東日本大震災の平成25年度分の牧草適正管理推進事業補助に係ります東京電力の賠償金186万3,000円を追加措置するものであります。

22款町債につきましては、3目臨時財政対策債1節臨時財政対策債の限度額が2億4,303万円と決定になりましたことから、当初予算措置しておりました4億円から差額分1億5,697万円に減ずるものでございます。

歳入につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

なお、6ページから歳出でございますが、各費目におきまして人事院勧告に基づきます給与等の改定に伴いまして、人件費の各節につき調整の計上を行ったところでございます。各費目ごとの説明は割愛させていただきたく存じますので、ご了承をお願い申し上げます。以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 (櫻井和彦君)

それでは、歳出についてご説明させていただきます。

6 ページをお願いします。

2 款総務費 1 項総務管理費 2 目文書広報費でございます。13 節委託料の補正でございますが、個人情報の保護に関する法律及び行政手続に関する特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律などの成立によりまして、町の個人情報保護条例関係例規の整備が必要になりますことから、その業務を委託する費用の補正を行うようにするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

財政課長高崎一郎君。

財政課長 (高崎一郎君)

続きまして、3 目財政管理費であります。7 節賃金につきましては、今年度が工事その他の指名参加願いの更新受けつけの年となっており、受けつけ後の申請書類の記載内容の確認と入力作業に要します臨時事務補助員の賃金27万9,000円の追加をお願いするものでございます。

次に5 目財産管理費でございますが、11 節需用費につきましては、南部コミュニティセンターの完成引き渡し後、開館までの施設の管理に要します消耗品をお願いするものでございます。

7 ページをお願いいたします。

同じく燃料費、使用申請書の印刷製本費の追加をお願いするものであります。

修繕料につきましては、本庁舎の消防設備の非常口誘導灯のバッテリーが経年劣化したことから、その交換、修繕に要する追加をお願いするものでございます。

13 節委託料につきましては、南部コミュニティセンター完成後、3 月末までの自家用電気工作物保安管理業務の委託料でございます。

14 節使用料及び賃借料は、公用車のマイクロバスの代替運用に要しましたバスの借り上げ料の追加をお願いするものでございます。あわせまして、南部コミュニティセンターのテレビの受信料を措置するものであります。

15 節工事請負費につきましては、吉田コミュニティセンターの屋根の修繕工事の完成に伴います契約の差金194万1,000円を減額するものでございます。

18 節備品購入費は、本庁舎等用に購入いたしました除雪機と公用車用ドライブレコーダーの購入差金合わせまして92万5,000円を減額し、27 節公課費につきましては、公用車の重量税の経年累加分の算定の錯誤の部分の追加をお願いするものでございま

す。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 （小川 晃君）

続きまして、6目企画費についてご説明申し上げます。

企画費につきましては、企画管理費、町民バス運行事業費でございます。

15節工事請負費につきましては、大和町南部コミュニティセンターへの案内標識設置工事を行うものです。新設の案内標識6基、既存の案内標識版の更新6カ所の工事請負費で539万1,000円の補正をお願いするものです。

27節公課費につきましては、町民バスとして使用していますマイクロバスが車両登録から18年が経過し、重量税が増額になりましたことから、差額分について1万円の補正をお願いするものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 （櫻井和彦君）

続きまして、14目諸費の総務課所管分でございます。

14節使用料及び賃借料でございますが、婚活イベントの事前事後セミナーの会場使用料3万3,000円の補正をお願いするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 （佐々木哲郎君）

同じく、14目諸費のうち防犯対策費でございます。

15節工事請負費につきましては、ことし10月に完成いたしました落合舞野地区の北川原橋を含め、防犯灯の設置要望がありました10カ所相当分を要する費用をお願いするものでございます。

議 長 (馬場久雄君)

税務課長三浦伸博君。

税務課長 (三浦伸博君)

続きまして、2項町税費でございます。

1目税務総務費につきましては、人件費の調整及び職員の時間外勤務手当等でございます。

次に、2目賦課徴収費でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、町民税、法人町民税等の還付金といたしまして134万円をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 (馬場久雄君)

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

8ページになります。

3款1項1目社会福祉総合費でございます。

28節繰出金につきましては、国保特別会計の繰出金になるもので、増額の補正をするものでございます。以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 (千葉喜一君)

2目老人福祉費の28節繰出金につきましては、介護保険事業勘定特別会計への介護給付費等に係る繰出金の補正をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 (馬場久雄君)

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

続きまして、9ページになります。

3款1項3目国民年金費になります。23節償還金利子及び割引料につきましては、平成27年度事務費等の交付金の返還金が生じたために補正を行うものでございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

4目障害者福祉費につきましては、障害者自立支援給付費に要する費用で、20節扶助費につきましては、障害者福祉サービス及び障害児通所サービス給付費に要する見込みの補正をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

3款1項6目後期高齢者福祉総務費でございます。

19節につきましては、県後期高齢者医療広域連合への東日本大震災における一部負担金免除に係る市町村負担金を補正するものでございます。

28節につきましては、繰出金になります。後期高齢者医療特別会計の繰り出しを増額するものでございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

7目臨時福祉給付事業費につきましては、臨時福祉給付金経済対策分に要する費用でございます。

3節につきましては職員の時間外手当、7節につきましては事務補助員に係る賃金、11節需用費につきましてはコピー代、事務用品等の消耗品費及び封筒等の印刷製本等に要する費用でございます。

12節役務費につきましては郵送料等の通信運搬費及び給付金の振込手数料、13節委託料につきましてはシステム導入等に要する費用、19節につきましては給付金1人当たり1万5,000円の4,400人分を見込んだ見込み額の補正をお願いするものでございます。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長（内海義春君）

続きまして、3款2項1目児童福祉総務費でございます。10ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金につきましては、私立幼稚園就園奨励費及び私立幼稚園教育振興費の実績見込みによりまして補正をお願いするものでございます。

20節扶助費は、あんしん子育て医療費助成費及び未熟児養育医療費給付費の助成実績見込みにより補正をお願いするものでございます。

続きまして、4目保育所費の19節負担金補助及び交付金につきましては、認可外保育施設助成事業は認可外保育施設の運営実績見込みにより減額補正をお願いするもの、障害児保育事業及び延長保育事業につきましても、利用実績見込みより減額補正をお願いするもので、地域子育て支援拠点事業は国の補助基準額の変更により補正をお願いするものでございます。

続きまして、11ページ、お願いいたします。

5目児童館費の13節委託料でございます。こちらにつきましては、杜の丘児童館開館準備業務及びもみじヶ丘児童館運営に関する引き継ぎに係る業務の委託、さらに、もみじヶ丘出張所を児童館遊戯室への転用に係る設計業務につきまして委託を行うものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長（千葉喜一君）

4款1項1目保健衛生総務費の3節につきましては、職員の時間外手当をお願いするもの、28節につきましては、水道事業会計個別合併処理浄化槽特別会計への繰出金

をお願いするものでございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

財政課長高崎一郎君。

財政課長 （高崎一郎君）

11ページから12ページにかけまして、5款農林水産業費1項農業費2目農業総務費の11節であります。

需用費修繕料につきましては、町民研修センター大ホールの照明代でございますが、蛍光灯の安定器が経年劣化により不良となったことから、安定器を交換修繕するもので追加をお願いするものでございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長 （後藤良春君）

続きまして、3目農業振興費でございます。

13節委託料でございますが、農業振興地域整備促進事業の契約が完了いたしまして、額が確定したため40万6,000円を減額するものでございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、地域中間管理事業の経営転換協力金として利用者への補助金としまして216万9,000円を増額するものでございます。

次に、5目の農地費28節繰出金でございますが、農業集落排水事業特別会計へ繰り出しするものでございます。

次に、6目水田農業対策費でございますが、13節委託費でございますが、水田台帳システムの額が確定したため98万3,000円を減額するものでございます。

13ページをお願いいたします。

6款1項2目商工振興費でございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、大和インター周辺流通団地に進出しておりました企業が自己破産の申請準備に入りましたので、3,300円を減額するものでございます。なお、代理人であります弁護士とも確認をしているものでございます。

続きまして、3目観光費でございます。

11節需用費でございますが、四十八滝運動公園の水道施設などの修繕24万9,000円

を増額するものでございます。

13節委託費でございますが来年1月31日で切れます「アサヒナサブロー」の商標登録代6万1,000円を増額するものでございます。以上でございます。

議長（馬場久雄君）
都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長（佐々木哲郎君）

続きまして、土木費になります。

2項1目道路維持費でございます。16節原材料費につきましては、道路補修用アスファルト合材150袋並びに側溝用ふた56枚の納入に要する費用でございます。

14ページになります。

4項都市計画費2目下水道費でございます。28節繰出金につきましては、下水道事業特別会計の繰出金を減額するものでございます。以上でございます。よろしく願いします。

議長（馬場久雄君）
総務課長櫻井和彦君。

総務課長（櫻井和彦君）

続きまして、8款消防費でございます。

1項2目非常備消防費でございます。9節旅費でございます。こちらにつきましては全国操法大会研修のための費用弁償の補正をお願いするものでございます。

続いて、5目災害対策費でございます。

12節役務費でございますが、携帯無線機再免許申請に要する印紙代でございます。

13節委託料につきましては、携帯無線機の再免許申請委託料でございます。

19節負担金につきましては、陸上無線協会負担金の補正をお願いするものでございます。以上でございます。

議長（馬場久雄君）
教育総務課長佐藤三和子さん。

教育総務課長 （佐藤三和子君）

それでは、15ページをお願いいたします。

続きまして、9款教育費1項教育総務費2目事務局費でございます。

11節需用費につきましては、ハイブリッド公用車のバッテリー交換に要する経費になります。

次に、2項小学校費1目学校管理費でございます。13節委託料につきましては業務委託で、難波分校減によります全体調整の減額になります。

18節備品購入費につきましては、平成20年度に向けての学校用備品になります。内訳につきましては、吉岡小学校分は普通学級のクラス増加に伴います教師用の教卓、机などでございます。小野小学校は特別支援学級のクラス増加に伴います教師用の机、椅子など。吉田小学校は特別支援学級増による聴覚支援学級から転入する児童の学習支援に要するワイヤレスマイク送信機、ホワイトボードなどに要する費用の補正をお願いするものでございます。

3目施設整備費でございます。18節備品購入費につきましては、小野小学校の特別支援学級種別変更による階段昇降車等の購入に要する費用でございます。

4目小学校建設費では、13節委託料につきましては、吉岡小学校体力度調査の業務の契約額確定によります減額でございます。

3項中学校費1目学校管理費12節役務費につきましては、インターネットの回線使用料でございます。

13節委託料につきましては、業務委託で同じく難波分校減による全体調整によるものでございます。

16ページをお願いいたします。

次に、4目中学校建設費12節役務費につきましては、宮床中学校校庭拡張整備工事にかかわる土地の分筆登記手数料でございます。13節委託料につきましては、宮床中学校大規模改修施工管理業務によるもので、2年分の委託料になります。

続きまして、15節工事請負費につきましては、宮床中学校大規模改修工事平成28年度、平成29年度の2カ年分の一括交付決定によります工事費の工事請負費になります。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

生涯学習課長村田良昭君。

生涯学習課長 （村田良昭君）

それでは、4項社会教育費1目の社会教育総務費でございますが、9節旅費についてでございますが、鶴巣地域教育協議会が文部科学大臣表彰の受賞が決定したことに伴い、文部科学省で行われる授賞式に参加するコーディネーターと随行する職員等の旅費でございます。

2目公民館費でございますが、7節賃金13万6,000円でございますが、図書室の非常勤職員による蔵書点検整理作業に係るものでございます。

19節負担金補助及び交付金27万2,000円でございますが、青年団に対する補助金でございます。これは、ことしの8月21日に宮城県青年体育大会においてバスケットボールが優勝して、11月11日から3泊4日で東京で開催された全国大会に県代表で参加しました選手3名、コーチ1名分の旅費の一部を負担するものでございます。

4目まほろばホール管理費でございますが、11節需用費42万2,000円でございますが、大ホールのピンスポットライト交換及び調光室直流電源装置のバッテリー交換等の修繕費でございます。

12節役務費3万7,000円でございますが、電話料金に不足が生じるためのものでございます。

15節工事請負費でございますが、中央監視システム工事費の確定に伴う629万2,000円の減額をし、大ホールの舞台照明施設のボーダーケーブル交換工事費199万8,000円を追加し、差金429万4,000円を減額するものでございます。

議 長 （馬場久雄君）

教育総務課長佐藤三和子さん。

教育総務課長 （佐藤三和子君）

それでは、17ページをお願いいたします。

5目教育ふれあいセンター管理費でございますが、11節需用費につきましては、吉田ふれあいセンターの外部インターホンの修理に要する費用でございます。

13節委託料につきましては、業務委託で同じく難波分校減による全体調整によるものでございます。

議 長 （馬場久雄君）

生涯学習課長村田良昭君。

生涯学習課長（村田良昭君）

5項保健体育費1目保健体育総務費でございますが、15節工事請負費781万6,000円でございますが、総合体育館のエアコン更新工事571万円とダイナヒルズ運動公園のテニスコート防風ネット張りかえ工事210万6,000円で実施するものでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長（後藤良春君）

10款1項1目農業用施設災害復旧費でございます。

15節工事請負費でございますが、農道高山8号の台風による被害の復旧工事であります。8月10日から台風5号、8月22日までの台風9号で連続して豪雨が続きまして、山に蓄積された水が普段は空であります水路を一気に流れたために災害が発生したものでございまして、1,433万9,000円を増額するものでございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、同じく8月10日から9月1日までの台風などによる農業用施設等小災害復旧工事費としまして助成するもので、560万円を増額するものでございます。なお、内訳としまして、田が3件、ため池1件、水路11件、農道4件。地域に分けますと宮床8件、吉田2件、鶴巣1件、落合9件、計20件の災害復旧をするものでございます。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

財政課長高崎一郎君。

財政課長（高崎一郎君）

11款公債費1項交際費1目元金でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、当初予算措置額との調整により元金に不足を生じますことから33万7,000円の追加措置をお願いするものでございます。

一般会計歳出につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長（長谷 勝君）

続きまして、議案書の20ページをお願いいたします。

議案第85号でございます。

平成28年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成28年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億27万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,640万9,000円とするものでございます。

2項でございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表」によるものでございます。

事項別明細書の27ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目療養給付費等国庫負担金につきましては、過年度分療養給付費等負担金であり、増額補正するものでございます。

9款1項1目一般会計繰入金につきましては、職員人件費等を繰り入れするものでございます。

9款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、財政調整基金から繰り入れを行うものでございます。

28ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費2節から3節につきましては、職員人件費等の増額を行うものでございます。

18節備品購入費につきましては、情報連結端末を購入するものでございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費19節負担金補助及び交付金につきましては、公費の7割負担分の療養給付負担金でございまして、今後の給付見込みによる増額補正を行うものでございます。

9款1項3目償還金23節償還金利子及び割引料につきましては、平成26年度の療養

給付費国庫負担金確定による返還金が生じたために補正をするものでございます。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長（千葉喜一君）

続きまして、議案書22ページをお願いいたします。

議案第86号 平成28年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,300万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,126万3,000円とお願いするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表」によるものでございます。

それでは、事項別明細書の32ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目介護保険給付費につきましては、現年度分介護給付費の国庫負担金、3款2項1目につきましては、現年度分に係ります調整交付金、2目地域支援事業交付金、3目介護保険事業費補助金につきましては、現年度分に係ります国庫補助金でございます。

4款1項1目介護給付費負担金、2目地域支援事業支援交付金につきましては、現年度分に係ります社会保険、診療報酬支払基金からの交付金でございます。

5款1項1目介護給付費負担金につきましては、現年度分に係ります県の負担金。

3項1目地域支援事業交付金につきましては、現年度分の県補助金でございます。

7款1項1目一般会計繰入金の1節につきましては、現年度分介護給付費への繰入金。2節職員給与費等繰入金につきましては、人件費の調整に係ります減額分。3節地域支援事業繰入金につきましては、介護予防事業の委託料に係ります減額分。4節につきましては、低所得者保険料軽減分の繰り入れをするものでございます。

2項1目につきましては、財政調整基金からの繰り入れをお願いするものでございます。

34ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費の 2 節、3 節につきましては人件費の調整分。13 節委託料につきましては、介護保険システム改修に要します費用でございます。

2 款 1 項介護サービス等諸費の 1 目、2 目、4 目の 19 節につきましては、各介護サービス等費に要する負担金。3 目につきましては、財源調整をお願いするものでございます。

35 ページをお願いいたします。

2 項 1 目につきましては、高額介護サービス等費に要する負担金。2 目につきましては、財源調整をお願いするものでございます。

3 項介護予防サービス等諸費 1 目、2 目につきましても、財源調整をお願いするものでございます。

4 項特定入所者介護サービス等費 1 目につきましては、特定入所者介護サービス等費に要する負担金の補正でございます。

5 項 1 目につきましても、財源調整をお願いするものでございます。

36 ページ、4 款 2 項 1 目につきましては、人件費の調整によります減額補正をお願いするものでございます。以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、議案書の 25 ページをお願いいたします。

議案 87 号でございます。平成 28 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

平成 28 年度大和町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正でございます。

第 1 条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 2,983 万 4,000 円とするものでございます。

2 項でございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表」によるものでございます。

事項別明細書 40 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3 款 1 項 1 目事務費繰入金につきましては、一般会計からの事務費を繰り入れする

ものでございます。

5款2項1目保険料還付金につきましては、県後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金の補正をするものでございます。

続きまして、歳出になります。

1款1項1目一般管理費2節、3節、につきましては、職員人件費等を増額するものでございます。3款1項1目保険料還付金23節償還金利子及び割引料につきましては、保険料の還付金を補正するものでございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長 （蜂谷俊一君）

続きまして、議案書の27ページをお願いします。

議案第88号 平成28年度大和町下水道事業特別会計補正予算であります。

平成28年度大和町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものであります。

第1条歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,013万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,898万3,000円とするものであります。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、28ページ記載の「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条地方債の補正であります。地方債の変更は「第2表 地方債補正」によるものでございます。

29ページをお願いします。

「第2表 地方債補正」であります。

吉田川流域下水道建設費負担金に伴います流域下水道事業について、補正限度額2,150万円を補正後限度額2,420万円とし、限度額計補正前1億4,250万円を補正後1億4,520万円に変更するものであります。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じ、記載のとおりでございます。

明細につきましては、事項別明細書44ページをお願いします。

歳入であります。

3 款国庫支出金 1 項 1 目下水道費国庫補助金は公共下水道総合地震対策計画のマンホール浮上防止の設計業務の補助金予定額について補正計上するものでございます。補助率は2分の1であります。

4 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金は、人件費の調整のほか、流域下水道建設負担金の実績見込みによる減額補正を行うものであります。

5 款繰越金 1 項 1 目繰越金は、歳出見合いの財源調整に伴う補正計上であります。

7 款町債 1 項 1 目下水道債につきましては、吉田川流域下水道建設費負担金の実績見込みにより増額補正するものであります。

次に45ページ、歳出であります。

1 款土木費 1 項 1 目一般管理費であります。一般管理費及び施設管理費に係る補正であります。

2 節給料、3 節職員手当等につきましては人件費の調整によるものであります。

12 節役務費については、下水道本管緊急清掃手数料であります。下水道マンホールポンプ等への異物の詰まりなどを緊急に行う場合の手数料であります。ポンプの引き上げ清掃のみで終わる場合や、分解作業も必要な場合がございます。今後3月まで、過去の実績見合いから所要額を計上するものであります。

27 節公課費については、消費税及び地方消費税の実績見込額への増額補正であります。

次に2項下水道建設費1目建設費につきましては、公共下水道単独事業、補助事業並びに流域下水道建設費負担金に係る補正でございます。

2 節給料、3 節職員手当等について、いずれも人件費調整に伴う補正でございます。

13 節委託料については、公共下水道総合地震対策計画にマンホールトイレとともに位置づけがございます液状化に伴うマンホール浮上防止工事の設計業務の補正でございます。緊急輸送路及び避難所への経路等の車道部にありますマンホールについて、浮上防止工事を行うためのもので、本年度については、町道吉岡吉田線、国道4号交差点コンビニからまほろばホール前を通り457号線交差点まで、歩車道合計51基のマンホールがございます。そのうち車道部分38基部分について浮上防止の設計を行うものでございます。

19 節負担金補助及び交付金の負担金であります。吉田川流域下水道建設費負担金の実績見合いに伴います増額変更をお願いするものであります。なお、増額となります事業につきましては、仙塩浄化センター汚泥焼却施設長寿命化設計及び工事が増額となったものでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

続きまして、議案書の30ページをお願いします。

議案第89号 平成28年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算についてであります。

平成28年度大和町の農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ2万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,391万4,000円とするものであります。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、31ページ記載の「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

事項別明細書50ページをお願いします。

歳入であります。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費の調整に伴います増額補正であります。

歳出であります。

1款農業集落排水事業費1項1目一般管理費であります。2節給料、3節職員手当等いずれも人件費の調整による補正であります。以上でございます。よろしく申し上げます。

続きまして、議案書の32ページをお願いします。

議案第90号 平成28年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算であります。

平成28年度大和町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,139万9,000円とするものであります。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、33ページ記載の「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

事項別明細書54ページをお願いします。

歳入であります。

1款分担金及び負担金1項1目合併処理浄化槽事業分担金については、現在3基整

備済み、2基申請、問い合わせ1基となっており、今後の申し込み状況を勘案し、7人槽1基分について補正計上するもの。

3款国庫支出金1項1目合併処理浄化槽事業費国庫補助金についても、7人槽1基分について補正計上するものであります。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金については、人件費の調整に伴います増額補正。

5款繰越金1項1目繰越金については、歳出見合いに伴います財源調整によります補正計上であります。

55ページ、歳出であります。

1款合併処理浄化槽費1項1目一般管理費2節給料、3節職員手当等については、人件費の調整によるものであります。

2項合併処理浄化槽建設費1目合併処理浄化槽建設費であります。人件費のほか工事費の補正であります。

3節職員手当等については人件費の調整による補正。

15節工事請負費については、歳入でも話をさせていただきました当初予定7基、現在3基設置済み、申請2件、問い合わせ1件で、今後の申し込み等の状況を勘案し、7人槽1基の工事を予定するものであります。以上であります。よろしくお願ひします。

次に、議案書34ページをお願いします。

議案第91号 平成28年度大和町水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

第1条総則です。

平成28年度大和町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものであります。

第2条の収益的収入及び支出であります。

平成28年度大和町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

水道事業収益に4,290万8,000円を追加し、合計を10億831万3,000円とし、2項営業外収益にも同額を追加し、合計2億599万5,000円とするものであります。

歳出であります。

1款水道事業費用に266万8,000円を追加し、合計を9億4,916万9,000円とし、1項営業費用にも同額を追加し、合計を9億2,495万6,000円とするものであります。

次に、第3条資本的支出であります。予算第4条本文括弧書き中2億501万2,000

円を2億613万2,000円に、過年度分損益勘定留保資金1億401万2,000円を1億513万2,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出であります。

1 款資本的支出を112万円追加し、合計を2億5,180万9,000円とし、新たに3項国庫補助金返還金を設け112万円とするものでございます。

次に、第4条債務負担行為であります。債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおり定めるものであります。

事項として、各種水道メーター購入の単価契約であります。平成29年度当初より使用するため、債務負担行為等を予定するものであります。平成28年度末より購入事務を行うこととなるため、期間を平成28年度から平成29年度とし、限度額を2,500万円とするものであります。

次に、第5条議会の議決を得なければ流用することができない経費であります。予算第6条に定めた経費の金額を次のように改めるものであります。(1) 職員給与費を4,334万9,000円とするものであります。

35ページをお願いします。

第6条他会計からの補助金であります。予算第7条中1億147万2,000円を1億4,438万円に改めるものであります。

明細につきましては、大和町水道事業会計補正予算実施計画書でご説明申し上げます。

事項別明細書60ページをお願いします。

平成28年度大和町水道事業会計補正予算内訳書、収益的収入及び支出であります。収入であります。

1 款水道事業収益2項営業外収益1目他会計補助金の一般会計補助金であります。

上水道公料金対策として1,831万8,000円、簡易水道事業管理費2,455万円及び児童手当を含む合計4,290万8,000円を補正計上するものでございます。

歳出であります。

1 款水道事業費用1項1目浄配水費の給料、手当、賞与引当金繰入、いずれも人件費で、それぞれ所要額の補正を、4目減価償却費の有形固定資産減価償却費につきましては、精算見込みによる増額補正によるものであります。

61ページをお願いします。

資本的支出であります。

1 款資本的支出3項国庫補助金返還金1目国庫補助金返還金の国庫補助金返還金で

112万円を補正計上するものであります。

平成27年度決算に伴い、消費税の確定申告を6月に行っております。特定収入であります国庫補助金で整備しました宮床1号配水池、松坂配水池の緊急遮断弁設置工事に伴うもので、売上げに対する特定収入が5%未満の場合、特定収入の消費税分が全額控除となるものであります。平成27年度割合は1.9%であり、全額控除となったものであります。補助対象経費において、消費税相当額を実質的に負担していないこととなるため、補助対象とならないため、補助金に係る控除税額を返還する必要があるものでございます。交付要綱に基づき消費税申告後、国庫補助金の消費税相当額を返還するものであります。以上であります。よろしくお願ひします。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

議案書36ページをお願いいたします。

議案第92号 指定管理者の指定についてでございます。

本町の公に施設に係る指定管理者として下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定期より、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、別紙でお配りさせていただいております説明資料に基づきまして説明させていただきます。

指定管理者を導入する施設の名称及び位置でございます。

施設につきましては、大和町認証高齢者グループホームすずらん、大和町デイサービスセンターすずらん、大和町デイサービスセンターひだまりの丘の3施設でございます。

所在地につきましては、記載のとおりでございます。

指定管理者となる団体の名称でございます。社会福祉法人永楽会、理事長高橋正人でございます。所在地につきましては、黒川郡大衡村大瓜字長町77番地の3でございます。

指定期間につきましては、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とするものでございます。

募集期間につきましては、平成28年8月3日から平成28年9月2日までの1カ月の期間としたものでございます。

応募団体につきましては、社会福祉法人永楽会の1団体でございました。

選定経過でございます。平成28年7月6日開催の大和町公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会において、現在の指定期間全体を通じた管理運営に関し、総合的評価を行い、次期の指定管理者の選定方法については公募としたものでございます。

平成28年10月7日に選定委員会を開催し、選定に当たっては公募による応募は1団体でありましたが、大和町公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱に基づき、提出された関係書類及び応募団体からの説明をもとに選定委員会において各委員が選定基準により評価を行い、その評価点が町の求める水準を満たしていることから、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

その後、平成28年10月12日に当該団体が運営する障害者支援施設あさいなの施設職員によります利用者の預かり金着服事案が発覚したことにより、11月9日に3施設の運営状況について現地調査を行ったものでございます。

現在の運営状況については、適正な管理運営がなされており、さらに今後は団体統一の要綱等の整備による改善内容が示されたため、平成28年11月18日に再度選定委員会を開催し、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

指定管理料につきましては無償でございます。以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（馬場久雄君）

これで説明を終わります。

お諮りします。

議事の都合により12月7日は休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって12月7日は休会とすることに決定しました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、8日の午後1時30分です。

大変お疲れさまでした。

上記会議の経過は事務局長浅野喜高の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員